

Discussion Paper No. 23  
Toyota Technological Institute

特集  
『ベジタリアン哲学者  
の動物倫理入門』

Discussion Paper No. 23  
Toyota Technological Institute

特集  
『ベジタリアン哲学者  
の動物倫理入門』

豊田工業大学



## 目次

まえがき .....	1
『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』は適切な入門書となっているか ..... 伊勢田哲治	3
人間の生業と動物とのかかわり ——動物の殺害は条件つきで「容認される」だけのことなのか ..... 伊勢俊彦	21
動物法学者による『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』へのコメント ..... 本庄萌	33
伊勢田評、伊勢評、本庄評への応答 .....	浅野幸治 41
田上孝一『はじめての動物倫理学』の書評 .....	吉田聡宗 71



## まえがき

2021年9月4日（土）に開催した京都生命倫理研究会では、浅野幸治『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』（ナカニシヤ出版、2021年）を取りあげて合評会を行いました。合評会では伊勢田哲治さんと伊勢俊彦さんと本庄萌さんが批評してくださり、私が応答しました。『豊田工業大学ディスカッション・ペーパー』本号は、その合評会特集号です。

特集に加えて最後に、田上孝一さんが上の拙著とほぼ同時に『はじめての動物倫理学』（集英社、2021年）を出されたので、吉田聡宗さんにその本の書評を寄せてもらいました。

浅野幸治



## 『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』は 適切な入門書となっているか

伊勢田哲治

『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』は、日本人が動物倫理のみを主な話題として書いた本として、ほとんど前例がないものである（ほぼ同時期に田上孝一氏によって『はじめての動物倫理学』が公表されたが）。本書を手にとってはじめて動物倫理というものと出会う人も少なからずいるであろう。ただ、そうして興味を持って手にとってくれた人にとって、本書が動物倫理や本書の主要な主張となっている動物の権利論との幸せな出会いになるかという、いろいろ疑問符がつく。

以下では本書の「はじめに」と第一章を中心に検討していくが、そのあとの章についてもすこしコメントしたい。

### 1、入門書のあるべき姿について

著者は学説紹介型の入門書について、

そういう書き方は著者にとっても読者にとっても真剣に考えることにつながらないからです。(p. iii)

と述べ、本書の書き方については

私は、自分が真実だと思う考えを書きます。他の考えは、私が否定する考えとして、あるいは私の考えとは違う考えとして必要な限りにおいて紹介します。(p. iii)

とする。

この著者の入門書に対するイメージはわたしの理想と真逆である。わたしからすれば、著者が自分の立場ばかりを述べる入門書は分野への入門書としては分野のイメージが歪んで伝わるのであまり望ましくないように思われる。いろいろな立場を紹介することが



「真剣に考えることにつながらない」というけれども、それは動機づけのしかた次第だろう。多様な考え方を持つ読者が、それぞれに自分の考え方を補強するような議論や、自分が見落としていた論点などを知って考えを深めてくれるなら、十分それを手がかりに「真剣に考える」ことをうながすことはできるだろう。むしろ逆に、偏った情報に基づいて「真剣に考え」た場合、偏見を助長しただけだということにもなるかもしれず、それを本当に「真剣に考えた」と言って肯定的に評価していいのだろうか、という疑問が生じる。

大学の授業という場で使われる教科書として想定した場合には、教員と学生間の権力関係という別のやっかいな問題も関係してくる。教員があまりに特定の立場を押し付けてくるとき、それと異なる考えを持つ学生にとっては非常にストレスを感じる授業になるだろうし、気をつけなければなんらかの形でハラスメントのようになってしまうこともありうる。

それでも、その教科書で展開されている立場が説得力のある、魅力的なものだったり、挑戦的ながらも考えさせるものだったりするならば、ある特定の立場を強く主張することが教育的な効果を持つことはありうるだろう。しかし、以下で評していくように、本書の主張の特に倫理的な部分は議論の進め方に問題が多く、そうした教育的効果も本当に望めるか疑問に思う。

## 2、基本的人権について

### 2-1、基本的人権全般について

第一章で、本書全体にわたって使われる倫理的な枠組みが導入される。しかし、動物の権利という読者の日常的な直観に反するものを導入するための議論としては、本書の議論はあまりにあらが目立ちすぎる。以下、順を追って検討していく。

まず著者は「基本的人権」（これは憲法学の概念だと思うので、倫理学の議論をする際には単に「人権」というべきだと思うが、以下では著者の用法に従う）の導出を以下のように行う。

人間が人間として生まれた以上、生まれてきた人間にはしかるべき自然な成長というものがある……。 (p. 8)

生まれてきた人間には、そのようになる力、可能性があります。そうした可能性がある以上、それは自然に発展するべきだと思われます。もし自然な発展が挫かれたなら、残念です。……つまり、人間の自然な成長可能性を挫くべきではないのです。それが基本的人権の根拠です。(p. 8)

アリストテレス系の倫理思想の上に基本的人権を基礎づけようとしているのはわかる(実際この箇所の注ではヌスバウムが参照されている)が、さすがにこの論拠から現代権利論で想定されるような強い拘束力を持つ「基本的人権」を導き出すのは無理があるだろう。

まず、この議論は全体として「自然さからの議論」の構造をとっている。動物倫理の文脈では自然さからの議論はどちらかといえば反動物解放論の側によって用いられてきた(人間は雑食動物として進化してきたので肉をたべてよい、とか肉食はわれわれの文化に深く根ざした自然な行為なので続けるべきだとか)ので、その意味ではオリジナリティがあると言ってもいいのかもしれないが、自然さからの議論が(アリストテレスの時代はともかく)現代において説得力をもたないことにはかわりがない。定番の論点をいくつか挙げておくなら、そもそも「自然」の概念があいまいすぎて明確化するのが絶望的であること、われわれが自然と判断するものはただわれわれの偏見を反映しているにすぎない場合が多いこと、われわれが倫理的に望ましいと思っていることの多くが「自然」な事態の推移に介入する性格をもつこと(医療がその代表)などが挙げられる。

自然さからの議論であることを別としても何かが実現しないことが「残念」だということからそれを実現する「べき」という結論を導くのはあまりに飛躍が大きい(せっかく頑張ったのに金メダルをとれないのは残念だからといってみんなが金メダルをとるべきだということにはならない、など)。せめてどういう「残念」なら「べき」につながるかについてもう少し特定する必要があるだろう。さらにいえば、「残念」から導き出せるような「べき」が、「人権」のような拘束力のつよいルールを基礎づけるような「べき」になりうるのかということもよくわからない。

このロジックによって基本的人権が基礎づけられるとしたら、最大の権利は「自然に成長する権利」で、他の人権が派生的権利として扱われるはずではないのか。しかし、自然に成長する権利なるものが基礎として扱われるというのは現実に認められている人権の

構造ともそっておらず、その意味でも人権概念がこのロジックで正当化されるとは考えにくい。

さらに、著者にとって「自然」でないような成長、著者に「残念」と思ってもらえないような成長は人権の対象にならないのだろうか。「自然さからの議論」を使った結果として、人権思想と似ても似つかないような、特定の間像だけが推奨され、保護されるような倫理システムが導き出されてしまう可能性があるように思う。

## 2-2、参政権

次に、著者は、「人間の理性的本性」に訴えて様々な自由権を基礎づけようと試みる (pp. 9-10)。そもそも人間が理性的存在だという規定自体、アリストテレスの時代ならともかく、現代にも通用する規定なのかという疑問がわく。むしろ認知心理学が明らかにしているのは、人間がそれほど理性的でもなく、むしろさまざまなバイアスに左右される存在だということである。だとすると、著者の理屈だと、バイアスのかかった判断をする自由はあるけれども訓練してバイアスのかからない判断をする自由まではない、というようなことになったりするのだろうか。政治参加の権利についても著者はこの「理性的本性」から以下のように導き出そうとする。

私たちには考える力があって、さまざまなことが分かります。そのおかげで私たちは政治的共同体を作って生きています。私たち一人ひとりの生活のあり方は、この政治的共同体によって大きく左右されます。ですから私たちは政治的共同体の意思決定から理由なく排除されるべきではありません。政治的意思決定から排除されたならば、自分の人生を自分で決める自律ということができなくなり、そういう人たちの人生は部分的に、政治的意思決定に参加する人たちによって支配されることになるからです。(p. 9)

人間はもともと自律的存在なので、社会を作って生きていく場合にも、社会の運営は人々が自律的に行うべきです。(p. 10)

これらの箇所、著者はわれわれが政治的意思決定に参加する権利(参政権)を持つという結論を導き出す議論をおこなっているようなのだが、とうてい議論として成立しているように見えない。「自律的存在」とはどういう存在なのか、またどういう意味であれ、

現在の心理学の知見を踏まえて考えたとき人間は本当に「自律的存在」なのか、個人についての自律と政治的意思決定はそもそも別ものではないのか、民主的意思決定などというものは近代にいたるまでほとんど存在していなかったのに民主的意思決定が人間の本性の一部だということがそもそも可能なのか、「政治的共同体によって大きく左右されます」ということから「ですから～排除されるべきではありません」というのはさすがにいくつか暗黙の前提を補わないと導けないと思われるがいったいどういう暗黙の前提を立てているのか、など、疑問はつきない。

### 2-3、危害をうけない権利

その次の危害原理の導出も同じような印象を受ける。

この中で、傷つけられるべきでないということは最も明白と思われれます。それは、すでに述べたように、苦痛を感じる当人が苦痛を嫌悪するからです。(p. 12)

当人が嫌悪するという事だけからその嫌悪の対象が禁止されるべきだということはもちろん論理的には導き出せない。選好功利主義を前提とすればもちろんある人が嫌悪する(負の選好を持つ)ものは負の価値を持つが、選好功利主義の場合はその負の価値を他の価値と比較して、何が優先されるべきかが決められるので、嫌悪の対象だからといって単純にするべきでないとはいえない。それ以外の倫理学理論でも、およそ「当人が嫌悪するから」という理由が単独で他者を強く拘束するような規範を基礎づけるということはないだろう。

### 2-4、殺されない権利

殺されない権利については、傷つけられない権利から導けると著者は考える。

私たちは、苦痛を嫌悪し、苦痛のない生に喜びを見出します。……殺されることは、身体が全面的に破壊されることです。……殺されることは身体が全面的に傷つけられることだと言ってもよいでしょう。……そうであれば、傷つけられるべきでないことが明白であれば、殺されるべきでないことは言うまでもあり

ません。傷つけられないという利益よりも、殺されないという利益の方がより根本的だからです。(p. 13)

ここは、意識してかどうかわからないが、微妙な誤謬推論が行われている。「苦痛」と「傷つけられること」は同じではなく、実際、苦痛をともなわない「傷つけられること」をわれわれが嫌悪するかどうかは自明ではない。苦痛を伴う「傷つけられること」でも、われわれは一律に嫌悪するわけではない（ファッションとしてタトゥーを入れる場合など）。ましてや「殺される」という形で「傷つけられる」ことが苦痛を伴わない場合や、むしろ苦痛をさけるために行われる場合、「殺されるべきでない」ということは明白ではない。このような指摘をするのは、まさに動物倫理の文脈において、シンガーが動物を苦しめることと動物を殺すことを明確に分け、多くの動物は「死」の概念を持たない以上「死なないこと」への利害も持たないと論じているからである。その指摘から逆に著者の議論を見直すと、細かく場合分けして考えるべきことをぜんぶどんぶり勘定でひとくくりに行っているためにあたかも議論が成り立っているかのように見えているだけではないかという疑いが生じる。

## 2-5、行動の自由の権利

行動の自由の権利についての議論についても同じようなことが言える。

もし行動の自由を奪われたならば、人生をよいものにしてくれる、ほとんどありとあらゆることができなくなります。……これでは何のために生きているのか分からない、と言っていいくらいでしょう。ですから、私たちの生が有意味なものであるためには、自由に行動できることが絶対に必要なのです。(p. 14)

ここでは、推論の問題としては「言っていいくらい」という漠然とした前提から「絶対に必要」という非常に強い結論が導き出されていることが目につく。「有意味な生」という、これもまた定式化の難しい概念が使われているし、どのように「有意味な生」を定式化するにせよ、有意味な生を送ることが強い拘束力を持つ権利の根拠となるとどうしていえるのかも分からない。さらに、行動の自由がなければ有意味な生とはいえない、という考

え方は、寝たきりになった人はもはや生きている意味がないから延命する必要もない、というような主張にもつながりかねない（あとで p.50 あたりで動物について著者が述べているところから逆に考えると、著者は本当にそのように考えている可能性がある）。

### 3、「基本的動物権」

さて、以上のような基本的人権についての議論は、実は人間に限定されない議論であったことがわかる。それが本書の中心的なアイデアである「基本的動物権」の導出である。

このように見てくると、私たちに生命権と身体の安全保障権と行動の自由権があるのは、私達が細胞や組織や器官からできていて感覚能力があり、動きまわるような存在だからだということが分かるでしょう。言い換えると、私たちは動物だからこれら三つの権利があるのです。ということは、これら三つの権利をもつのは人間に限らないということでもあります。私たちと同じように動物であれば、人間という種に属していようと他の種に属していようと、同じように生命権と身体の安全保障権と行動の自由権があると考えられるのです。これらを私は「基本的動物権」と呼びます。(p. 15)

ここでは感覚能力や運動能力そのものから通常人権と呼ばれているものがダイレクトに導出できるという議論をしているように見えるが、ふりかえれば p. 8 あたりでは「自然な成長可能性」から人権を導き出そうとしていたはずであった。それは一体どうなったのか。成長可能性はないが感覚能力や運動能力は備えているような場合、これらの権利はあるのかないのか。

ここでの議論に注意を集中するなら、感覚能力や運動能力があるという事実から著者のいう三つの権利が導けるというのはどうやってつながるのか。感覚能力と運動能力だけであれば、脊椎動物のような中枢神経系を持たない動物（たとえば昆虫）でも条件を満たすが、それもみな人間と同じだけの人権相当のものを持つとみなされるのだろうか。三つの権利を導き出す際には、有意味な生など、本当に人間以外にも当てはまるのか検討が必要な前提も使われていたと思うが、それはどうなったのか。

ちなみに、シンガーやレーガンの動物倫理においては、動物への配慮はこうした飛躍し

た推論の積み重ねで導き出されているわけではない。われわれが人間に対しては配慮する義務を負うということが大前提としてまず共有し、その義務を動物に拡張しない論拠となりそうなものを片端から潰していく、というやりかたで反対者を説得していく。そこで強力な議論上の力を発揮するのが「種差別」の概念や「限界事例からの議論」である。そのルートをとらず、いわばなにもないところから手品のように動物の権利を導出しようとするのはさすがに無理があるのではないだろうか。

#### 4、自然権

著者は、「基本的人権は約束事ではありません」(p. 19) という。著者によれば「基本的人権は自然権」であり、「自然権の要点は、人間が作ったのではない権利・道徳的秩序ということです」(p. 19) という説明が続く。

人間が作ったのではない権利がどうして存在しうるのか、われわれはそうした権利についてどうやって知ることができるのかについて著者がどう考えているかを読み取ろうとしてこの前後を読んでも、答えはない。ただ、基本的人権は自然権だということが宣言されているだけである。それでも議論のようなものを探すと、以下の箇所が見つかる。

権利の主体に守られるべき利益があるから、権利の主体はその利益を守ろうと努力するのであり、そのことが分かる私たち人間は、その権利を尊重する義務を負うのです。(p. 20)

なぜ義務を負うのかこの説明では納得いかない、という点は繰り返しになるのもういいとして、ここでの言い方からすると、権利主体が守ろうと努力しているものについては尊重の義務を負うが、そうした努力が伴っていないものは特に尊重しなくてもいいようにも読める。それは、ここまでで展開されてきた広範囲に保護される基本的動物権よりだいぶ狭い権利ということになるのではないか。自然権という概念を導入し、それについて論じることで、かえって著者の考える権利というものがどういうものかの像がぶれているように見える。

#### 5、植物の扱い

以上のような疑念はありつつも、仮に著者のここまでの議論を一応受け入れたとした場合、感覚能力も運動能力も持たない植物が権利を持たないのは改めて論じる必要がないように思われる。しかし、著者はなぜか植物の扱いについて論じ直す。

樹木をノコギリで伐っても、なんら間違いではありません。他方、犬をノコギリで切るとは、おぞましいほど酷いことです。切られる犬は、さぞかし痛いだろうからです。(p. 23)

広い意味での「生物」に価値があるとしても、その価値は私たちの行動を制約するようなものではありません。(p. 23)

痛みを感じるかどうか、配慮の対象になるかどうかの分かれ目になるというのは、動物倫理で何度も使われてきた基準なのでつい違和感なく受け入れてしまいそうになるが、ここまでの議論では自然な成長可能性や感覚能力と運動能力のセットが根拠として使われてきた。自然な成長可能性であれば植物でも持っているわけだから、成長を妨げてはいけないということにはならないのだろうか。感覚能力と運動能力を根拠にするのなら、ノコギリで切られているという情報を感覚器官で受け取ってノコギリから逃げる方向に運動するという運動能力がありさえすれば「基本的動物権」が発生するはずで、犬がそれを痛みとして意識するかどうか自体は重要ではないことにはならないのか。そうではなく、やはり倫理的な配慮は「痛み」に対して求められるのだということであれば、ここまでの議論はなんだったのか。「権利」を考える上で、自然な成長可能性と感覚能力・運動能力と苦痛と、著者の中でどれに力点があるのかくらいははっきりさせてほしい。

さらに、植物が動物のような意味で配慮の対象にならないとしても、「その価値は私たちの行動を制約するようなものではありません」というのは逆に言いすぎではないのか。「権利」による制約以外はわれわれの行動への制約にならないという考え方をしているのであれば、それはあまりに素朴にすぎるだろう。われわれが現に受け入れている倫理の中には、特に権利と対応関係を持たないけれどもわれわれをさまざまなレベルで拘束するような価値が存在する。たとえば相手に「親切にしてもらおう権利」がないとしても、「他人には親切にしてあげましょう」という規範は成立する。生命の価値も、そうした弱い拘束の根拠くらいにはなりうるのではないか。



## 6、第一章の細かい点

p. 6 「労働への権利は、雇用してもらう権利であり」

憲法で認められる労働権は雇用機会の確保程度までで、雇用してもらうこと自体への権利は認められていないのではないか。

p. 24 「私たちの多くは、自分が死んだらどうせ焼かれてしまうのだから臓器を提供してもよいと感じるでしょう。さらに、心臓が止まった後の臓器よりも心臓が動いているときの臓器のほうがよいということであれば、脳死体になったときに臓器を提供してもよいと感じるでしょう。」

それがまったく自明なことでないから脳死臨調が議論をかさね、臓器移植法ができるまでかなりの紆余曲折があったわけである。少なくとも、現在のわれわれのこの問題への感じ方は現在の社会情勢に大きく影響をうけており、ここで行っているような基礎的な価値論の問題について証拠として出せるような性格のことではないと思う。

## 7、第二章以降の細かい点

今回、第二章以降について網羅的にコメントすることはできないが、いくつか気になったことをページを追って書き出しておきたい。

p. 33 「動物解放論」

これはシンガーやレーガンの立場を総称する言葉として使われることが多いタームなので、わざわざ違う意味でここで導入するのは、動物倫理について中途半端に聞きかじったことのあるような読者を混乱させたり誤解させたりする可能性がある。(実際、以前、「動物解放論」という言葉の語感だけから、シンガーがここで著者が言うような意味での「解放」を求めていると誤解している人と会ったことがある。)

p. 36 「動物所有権制度によれば、もし材木が所有権の対象であるように犬も所有権の対

象であるならば、材木をノコギリで切つてよいように犬をノコギリで切つてもよいので  
す」

動愛法のような枠組みが現実存在するのにこの言い方は乱暴にすぎる。

p. 37 「どうして動物所有権制度は正しいのでしょうか。……動物所有権制度は、現状だ  
とか、伝統だとか既成事実だとか、そういった説明しかできないのではないのでしょうか」  
直前で「重要な利益」は尊重しなくてはならない、という議論は認めているので、「動物  
を所有することも重要な利益だから」で答えになるのでは。

p. 50 「私は、工場式畜産における動物の生は、苦痛にみちた拷問のような生だと思いま  
す。」

工場畜産にもさまざまなバリエーションがあり、近年では欧州を中心に動物福祉の工夫  
がなされた工場畜産も発達している。そうした配慮が進んでも「苦痛にみちた拷問のよう  
な生」だと言えるだろうか。言えると思うなら、それは「自分だったらいやだ」という、  
人間としての自分の気持ちを勝手に投影しているだけではないだろうか？実際に調べた  
ときに、動物福祉に配慮された畜産において「拷問のよう」という形容があてはまるよう  
な痛みやストレスのレベルが検出されるだろうか？

p. 50 「牛も豚も鶏も、それぞれ「ああ、生まれてきてよかった」と感じているでしょ  
うか。そうは思えません。」

生まれてきてよかったと感じるためには「生まれてくる」という概念を理解している必要  
があると思うので、牛や豚や鶏はどんな境遇だろうと「生まれてきてよかった」とは思わ  
ないのではないか。ただの揚げ足取りのようにきこえるかもしれないが、これは何を利害  
としてカウントするかという重要なポイントと関わりうる問題である。

p. 53 「動物福祉論は、五つの自由は尊重しなければいけないけれども殺害からの自由は  
尊重しなくてもよいと考えているのかもしれませんが。もしそうであれば、動物福祉論は内  
的に不整合です。というのは、動物が殺されるとき、同時に五つの自由も否定されるから

です。」

ここに内的不整合を読み取るということは、著者は動物福祉における「自由」を、基本的人権の一つとしての自由権のように捉えているのだと思われる。しかし、動物福祉論では、別に五つの自由を基本的動物権として設定しているわけではなく、われわれが動物を利用し飼育する中でできるだけ配慮しなくてはならない配慮事項として列挙しているのではないだろうか。

p. 54 「動物の権利という考えに基づいた菜食主義の中には、乳菜食主義や卵菜食主義という変わり種があります。」

19世紀以来のベジタリアニズム運動の本流となってきた考え方を「変わり種」あつかいするのは、ベジタリアニズム運動の紹介のしかたとして読者の認識を歪ませてしまわないだろうか。

p. 61 「動物実験の三原理は、功利主義の考え方とも合致している」

功利主義はすべての関係者の幸福と不幸を総和して何が善か判断するので、動物の不幸をへらすことのみに着目する動物実験の三原理はあまり功利主義的ではない。

p. 63 「もし新しい知識が動物の命を犠牲にしないでは得られないとしたら、それでも新しい知識を手に入れる価値があるでしょうか。ないと思います。」

ここに限らず著者の立場が強く断定されている箇所が目立つが、ここは多くの生命科学系の研究者が「あると思います」と逆の断定をするところだろう。お互い断定しあうだけでは、それ以上話はすすまない。こういうところを見ると、本書のような書き方が本当に序章で言っていたような「真剣に考える」ことに資するののかという疑問がわく。

p. 64 「医学の発展に役立つということで動物を犠牲にすることが正当化されるならば、同じことで人間を犠牲にすることも正当化されます」

こういう話をするなら、やはり種差別や限界事例をめぐる議論は第一章で導入しておくべきだったのではないか。ここでいきなりこの話を持ち出すと、医学研究の価値について

の話から逃げようとしているようにも読めてしまう。

p. 67 「ここで一つ、高名な分子生物学者の話をさせてください」

このエピソードの時期は 1974 年ということだが、現在の動物実験の話をしていたはずなのに、動物福祉という概念すらまだ確立していなかったような時期のエピソードを持ち出し、「このような科学者の暴走」(p.68) と、まさに今そこで紹介された考え方に基づいて科学者たちが暴走しているかのように言うのは印象操作ではないのか。(このエピソードはシンガーの『動物の解放』で紹介されているものだが、『動物の解放』の初版が 1975 年であることを考えれば 1974 年のエピソードが紹介されているのは自然である。ここで問題にしているのはそれを 2021 年初版の本に大した注記もなく転載するのが果たして適当なのか、という問題である。)

p. 69 「素人の一般国民にとっても、刑事裁判の被告人が有罪か無罪かを判断するのに比べたら、動物実験が犯罪になるかどうかを判断するのは容易いと思います。」

動物実験が犯罪となる際の構成要件としてどういうものを著者が想定しているか、審査の方法としてどういう手続きを想定しているのかはわからないが、容易いということはずまいと思う。こうした安易な断定をすると、動物実験関係者からは本書はまともに読んでもらえなくなるだろう。動物の境遇の改善という観点からすると、動物の権利論者がまともに話のできる相手ではないと思われることは大変残念である。

p. 76 「象も虎もライオンもキリンも外来種です」

これらの動物は野生で定着しているわけではないので外来種とは呼ばないと思う。p. 138 ではきちんと「外来種」の定義が参照されていて、その条件をここで挙げられている動物たちは満たしていない(生態系に「導入」されていない)ことが著者自身としても確認できるのではないか。

p. 76 「調査・研究といっても、動物が不自然な環境に置かれたときにどうなるかを実験しているわけではないでしょう。」

動物園で調査研究できることとして、野生でも飼育下でもあまり変わらない行動については飼育下の方が観察しやすいという利点があるだろうし、生理的な特徴や知能などについてはむしろ飼育環境下でなければ調査できないこともあるだろう。動物園で何の調査・研究もできないかのように言うのはさすがに情報の与え方がフェアではないだろう。

p. 79 「イルカにとっては、ショーは毎日の強制労働です」

「強制労働」という言葉につきまとう負の価値判断（いわゆる二次的評価語の一種）を使って規範的な結論を導いているように見える。確かにイルカにはショーに参加しないという自由がないという意味で「強制労働」だが、それが本当に悪いことなのかどうかはレトリックにたよらずに検討する必要があるだろう。実際、退屈な飼育環境下では、ショーに参加することが福祉の向上につながることはなくはないだろう（そもそも退屈な飼育環境そのものに問題があるというのも確かだが）。

p. 85 「競走馬の労働はより過酷と思われます」

鞭で打たれて全力疾走することをもって過酷だと判断しているようだが、それが馬にとってどれだけの苦痛やストレスなのかということ調べずに、「過酷」かどうかは判断できないのではないか。肝心の苦痛やストレスに関してイメージだけで語っているように見えてしまうのは、それぞれの業界の関係者に真面目に読んでほしいのであれば、避けたところである。

p. 87 「他の動物と何の付き合いもない、他の動物のことをまったく知らないのでは、他の動物の気持ちに共感することは困難でしょう」

伴侶動物についてこの理屈を認めるのなら、動物園についても、遠い異国の動物に共感するためにはその動物種との「付き合い」が必要だ、という理屈を動物園を支持する側の論拠の一つとして認めてもよかったのではないか。

p. 89 「ですから、犬や猫がしぶしぶ人間のところにいるのか喜んで人間のところにいるのかの判定は、野生で生きるのと人間に飼われるのとどっちが動物にとって得になるの

か、という損得計算になります。」

「しぶしぶ」か「喜んで」かは動物の心的状態なので、動物の心的状態を直接調べるべきではないのか。人間が勝手に行った損得計算がなぜ動物の心的状態の判定基準になりうるのか。

p. 90 「これは要するに、犬や猫を出入り自由、放し飼いにするということです。」

著者は動物の自由権の観点から放し飼いが望ましいと考えているようだが、それは動物をさまざまな危険にさらすことでもあり、一般にはむしろ無責任な飼い主として批判される飼い方である。自由についての伝統的な議論の用語でいえば、これはパターンリズムが発揮されるべき場面ではないのか。

p. 98 「相手の苦境・窮状につけこんで自分の利益を得ることを搾取といいます」

伴侶動物が野生では死ぬからといって飼育を正当化するのが搾取だ、というわけであるが、ここで例として使っている百万円の浮き輪の例は、伴侶動物の例とうまくアナロジーになっておらず、「搾取」という言葉を使った印象操作にもなりかねないので注意が必要ではないか。

p. 107 「競馬も動物への重大な虐待」「盲導犬も動物虐待に当たる」

競馬については本文ではどのくらいの苦痛やストレスが競走馬に与えられているか検討されていなかったのにここで「虐待」と断定するのは飛躍であるし、盲導犬についても本文では「搾取」だとは論じていたがそれが「虐待」だと言うのは飛躍ではないか。

p. 114 「人間はもはやこれ以上、野生で生きていけない動物を繁殖させるべきでないでしょう。」

すこし前 (p. 90) では「子供を産み育てるといふ喜び」が動物の利害の一つとして挙げられていたが、それは尊重しなくてよいことになったのか。p. 126 でも野生動物について「そのためには、不妊化という方法が考えられます」と言っているが鹿や猪の「子供を産み育てるといふ喜び」を尊重しなくていいのか。

p. 115 「人間が開発し暮らしていく地域、人間が野生動物に入ってきてほしくない地域です。これを「開発区域」と呼びましょう。」

もし著者が主張するように野生動物に「行動の自由の権利」を認めるのであれば、ここでいうような「開発区域」を設定すること自体動物の権利の侵害となるのでは。

p. 123 「例えば、防護柵によって鹿や猪が農地に入れないようにするのは。これで、鹿と猪は基本的に防ぐことができます。... そうした被害にあっていない農家と比べて競争上、不利になるかもしれません。その場合には、不利な競争をするよりも、野生動物に食べられない作物に転換することが適切かもしれません。」

実際にはただ防護柵を作ったからといって獣害がなくなるわけではなく、苦勞されている地域が多いと思う。作物を転換しろというのも当事者から見れば部外者の無責任な発言と聞こえるだろう。害獣駆除などに直接関わる人たち、ということは動物の権利論について知ってほしい当の相手に対してただ悪印象を残すだけになってしまわないだろうか。

p. 141 「動物は日本に行こうと思っただけではなかった」

しかし「日本には行くまい」とも思っただけではなかっただろう。そういう場合、日本に行くかいかないかということについてその動物はそもそも利害を持っていると言えるのだろうか。

p. 153 「人間中心的解釈」

人間中心的だけれども動物や環境にも一定の配慮はする、というような解釈もありうるだろうし、「人間中心的」という言葉でここで紹介された伝統的解釈を名付けるのはちょっとラベルが大きすぎるのでは。

p. 182 「しかし、人を殺すことを合法にするような法律は、道徳的に間違っています。すべての人に、殺されない権利があるはずです。」

著者の死刑反対論が述べられている箇所だが、著者の「基本的動物権」の考え方によれば

行動の自由の権利もあったはずなので、同じ理屈で犯罪者を拘束すること自体も道徳的に間違っていることになりはしないか。

p. 186 「これだけのことを確認しておいて、もう一度、着床前診断の問題に取り組んでみましょう。」

ここで著者は着床前診断が「優生思想」を背景にしているからという理由で着床前診断に反対する運動に理解を示すのだが、本当に着床前診断はここで説明されている意味での優生思想を背景にしているだろうか。特に、着床前診断に賛成する人は、すでに生まれてきた障害のある人を殺すという判断に本当に賛成するだろうか。本書のメインテーマからは離れるとはいえ、安易に一つの見解に乗りすぎではないか。

## 8、まとめ

本書が前例の少ない貴重な仕事であるという評価は変わらないものの、内容的にはいろいろ「こうあってほしい」と思わずにいられない部分が目につく。その一部は、そもそも入門書において著者がめざすものと評者がめざすものがだいぶ違っていることにもよるのだろう。しかし、その違いを差し引いても、なおいろいろ改善が可能な点はあるのではなかろうか。





## 人間の生業と動物とのかかわり

### ——動物の殺害は条件つきで「容認される」だけのことなのか

伊勢俊彦

#### はじめに

『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』（浅野 2021、以下では、「本書」と表記する）は、著者本人の主張が強く前面に出た本である。そのため、動物倫理という学問分野を俯瞰的に視野に収め、さまざまな対立する主張について冷静に判断するには、あまり向いていないかもしれない。しかし、哲学というきわめて一人称的な営みにおいて、公平無私な見方や、議論の普遍妥当性を標榜することに、私はそもそも、いささかまやかしめいたものを感じる。自らの信ずる主張を読者の前に提示し、それが受け入れられるか否かを問う。こうした、いわば自分の実存をかけた姿勢の方が、入門書としても、むしろ提示されている問題を読者自身のものとして受け止めることを促す点で、その学問分野のうちに読者を引き入れることに向いているとも言えるのではないか。であるから、私自身は、自らの主張を強く打ち出してくる著者の姿勢に好感を持っている。また、工場畜産や水族館でのイルカショーに対する著者の批判には全面的に同意する。

しかしその一方で、私が本書の議論のスタンスや個々の主張について、きわめて納得しがたい感情を持っていることも事実である。

私が同意できない点の第1は、本書の論理展開のしかたそのものにある。本書は、まず、動物の権利を合理的な根拠によって正当化し、その一般原則をより個別的、具体的な事象に適用するというかたちで議論を展開している。しかし、倫理学におけるこのようなアプローチには、一般的な原則ではなく、人の具体的なあり方のよさや、人々の関係性から出発するアプローチが対立する。一般原則を演繹的に個別の事例に適用して結論を得ようとするアプローチへの後者の立場からの批判は、すでに、徳倫理やケアの倫理などの分野においてさまざまなしかたでなされている。そのため、私はこの点について本稿ではとくに追及しないことにする。

私が本書の主張に同意できない第2の点は、動物の殺害を含む人間の生業に対する本書の態度である。問題となることがらを具体的に言えば、1つには農業被害を防止するた

めの害獣の駆除の問題であり、もう1つには漁業のように、付随的にではなく本質的に動物の殺害なしに成り立たない生業の問題である。

## 1、支配か戦争か

しかしここでは、それらの問題に入る前に、まず、人間の人間以外の動物に対する不正をイメージする構図として、何が適切であるかについて考えたい。この問題の立て方からも分かるように、人間が動物に大規模な不正を働き続けていることについて、著者と私は完全に意見が一致している。ただし、その不正を、著者は、人間の他の動物に対する不当な支配として特徴づけているのに対し、私は、人間が他の動物に対して発動した不法な戦争の帰結として、現在の不正があるという見方を提示してみたいのである。そのような見方を取ることができるとすれば、人間の他の動物に対する戦争の根源は、人間による動物の生息地の強奪にあると言える。つまり、人間と人間の場合に例えて言うなら、人間と動物の関係は、白人奴隷主と先住民やアフリカ人の奴隷のような、力で支配する主人と奴隷との関係なのか、イスラエルとパレスチナ人のような、占領者と土地を追われた者との関係なのかというのが、ここでの問題である。

さて、人間の他の動物に対する戦争は、どこで始まったのか。狩猟で暮らしたわれらの先祖の、狩猟という行為そのものが、動物に対する戦闘行為であり、人間の他の動物に対する戦争はここに始まるというのが1つの見方であろう。しかし、狩猟が人間の生存を支える持続的活動であるには、人間は、動物の個体群を消滅させてはならないし、動物の生息環境を奪ってしまってもならない。してみると、生存の手段をもっぱら狩猟に頼る人間と、狩猟の対象となる動物の関係は、他の動物を捕食する動物と捕食される動物との関係と同様、一種の共生関係ではないかとも考えられるのである。これに対して農耕は、少なくとも本質的には動物の殺害を含むものではなく、人間と動物の平和な共存を可能にするかに見えても、動物をもととの生息環境から追い払い、その土地を人間が占有することから始まるのである。ここにこそ、人間と動物の永続的な戦争の根源があると、私は考える。

こうした人間による土地占有を正当化する論理は、たとえばロックの所有論のうちに明確に見出すことができる。そしてそれは、先住民の行う狩猟採集に対する農耕の優位を

説き、先住民からの土地強奪を正当化する論理でもある。

ロックはまず、自然の理性に従っても、啓示に従っても、「神が世界を人類共有のものとして与えたことはこの上なくあきらかである」と述べる<sup>1</sup>。ロックはさらに、「大地と、そこにあるすべてのものとは、人間の生存を維持し快適にするために与えられた」(26)と論を進める。ここでロックが言及していないのは、大地と、そこにあるすべてのものは、人間以外の生き物を含めたすべての生き物の生存の条件であり、それらの生き物のうちでも、快を感じる能力を持つものにとっては、生の快適さの源泉であるということである。

大地の上に暮らし、快適な生を享受するために、土地を所有することは必ずしも必要ではない。いかなる人間も、酸素が人為的に与えられるのではない自然な環境のうちでは日々、空気存在を享受しているが、自然な環境のうちにある空気を所有してはいない。同様に、土地の所有を知らない人間やその他の生き物も、大地の存在を日々享受している。ところがロックは、あたかも、人間がなにごとかの存在やそれから生じる快や便益を享受するためには、それを所有しなければならないかのように述べる。

それら（大地が自然に生み出す果実や大地が養う獣たち）は人間が利用するために与えられたのだから、それらが、何かに利用される前には、あるいは、誰か特定の人にとって有益なものとなるに先立って、何らかの方法でそれらを専有する手段が必ずやあるに違いない。(同)

人間が自然界から直接取ってきて消費するどんぐりやリンゴについて、ロックはこう述べる。

櫟の木の下で拾ったどんぐりや、森の中で木から集めたリンゴで自分の生命を養う者は、確かにそれらを自分のものとして占有したのである。[...]もし、最初に採集した時それらが彼のものとなったのでなければ、それ以外の何によってもそれが彼のものとなりえないことは明らかである。つまり、その〔採集すると

---

<sup>1</sup> 『統治二論』後編第5章第25節。以下、ロックのテキストへの言及は、すべて『統治二論』後編第5章へのものである。これ以降は節の番号のみを括弧に入れて示す。訳文は、ロック2013に従う。

いう〕労働が、それらと共有物を別ったのである。(28)

これを一般化して、ロックは述べる。

共有物のある部分を取り、それを自然が置いたままの状態から取り去ることに  
よって所有権が生じる。(同)

しかし、獣や鳥もまた、どんぐりやリンゴで生命を養うが、これらの生き物が、まず、そ  
れらのどんぐりやリンゴを所有しなければならないというのはいささかばかげた主張で  
あろう。

人間が何らかのものを利用し、有益なものとするためには、それを所有しなければなら  
ないという主張は、それが土地に適用されるに至って、重大な帰結を生む。

人が耕し、植え、改良し、開墾し、その産物を利用しうるだけの土地が、彼の所  
有物なのである。彼は、自らの労働によって、それを、いわば共有地から囲い込  
むのである。(32)

土地はどんなに広大であっても労働を投下することなしにはほとんど価値のな  
いもの (36)

であって、

囲い込まれ開墾された一エーカーの土地が生産する人間生活の維持のための食  
料は、同じように肥沃でありながら、共有地として荒れるにまかされている一  
エーカーの土地が産出するものの (少なく見積もっても) 一〇倍にはなるであ  
ろう。(37)

私には、改良も開墾も施されないで自然のままに残されているアメリカの原始  
林や未墾の荒蕪地にある一〇〇〇エーカーの土地が、そこに住む貧しく惨めな  
人々に対して、肥沃度が同様でありながらよく耕されたデボンシャーの一〇エ  
ーカーの土地が産出するのと同じだけ多くの生活の便益を生み出すかどうか、  
はなはだ疑問である。(同)

かくして、新大陸の土地は、先住民が共有するままで狩猟採集に利用させておくより、

入植者が開墾してより有効に利用する方がよいことになる。

ここまで見たように、ロックは大地とその産物が人間の生の快適さと便益の源泉であるとする一方で、人間以外の動物が大地の存在によって快適な生を享受するということを一顧だにしない。ロックのこうした人間中心主義を支えるのが、「神が世界を人類共有のものとして与えた」という、一見キリスト教的な創造観である。しかし、キリスト教的な世界観を表現しているはずの新約聖書には、こうした極端な人間中心主義にもとづくのではない叙述も見出される。

空の鳥をよく見なさい。種も蒔かず、刈り入れもせず、倉に納めもしない。だが、あなた方の天の父は鳥を養ってくださる。<sup>2</sup>

ここには、人間以外の動物の生も神の配慮を受けるに値する価値があると述べられている。しかしロックはこのような聖書の叙述を参照することなく、人間以外の動物についての善を考慮の外に置く。そればかりでなくロックは、人間が、土地を所有することなしに大地とそれが生み出すものを享受することによって得られる豊かさや価値を否定し、「労働する人間」による土地の取得=強奪を正当化するのである。

ここまで見たように、ロックの所有論は、動物と先住民からの土地強奪を正当化する論理に他ならない。そしてこのような土地強奪は、まさに、人間の動物に対する、また「労働する」植民者の先住民に対する戦争の開始を正当化する。

私がこのようなことを考えるようになったきっかけは、野生動物の頭数管理の方法として、直接の殺害よりも、不妊化による個体数の漸次的な減少をとるべきだという主張に接したことである。この主張は本書だけでなく、たとえばヌスバウムの『正義のフロンティア』でも行われている（浅野 2021, p. 126、ヌスバウム 2012, p. 448）。そしてヌスバウムの場合、この主張の背景には、動物に対するパターンリズムがある。

人間が人間以外の動物を扱うさいにはパターンリズムが通常は適切である。（ヌスバウム 2012, p.426）

---

<sup>2</sup> 「マタイによる福音書」6章25。（共同訳聖書実行委員会 1987,1988）

このようなパターンリズムにもとづき、ヌスバウムは人間の動物に対する支援と管理のもとでは、捕食動物の捕食もやめさせるのが適切であるとも述べる（ヌスバウム 2012, pp. 421f.）。浅野は、動物に対するパターンリズムの是非について直接述べていないし、捕食行動に対する介入も否定する（浅野 2021, p. 128）から、動物に対する人間の管理について、ヌスバウムほど積極的でないのが見て取れる。

しかし、野生動物をあたかも伴侶動物のように不妊化しようというのは、私には、人間による過剰な管理のように思われてならない。しかし、ここで問いたいのは、野生動物はそのような人間による管理にやすやすと屈するのかということである。伴侶動物は、人間による管理を受け入れることによって人間と生息環境を共有する。これに対して、野生動物は、人間との生息環境の共有を求めておらず、人間による管理の試みには、抵抗を続けるであろう。

人間と人間の間の場合と違い、野生動物は人間とのあいだで降伏や休戦の協定を結ぶことはできない。こうした、人間による支配と管理に服することのない動物と人間の関係の場合、人間が動物に加えている危害は、人間の動物に対する支配というより、人間の動物に対する戦争から生じている。そして、動物は人間との戦争を決してやめないから、この戦争には終わりが無いのである。

## 2、「害獣駆除」の方法をめぐって

さてそれでは、本稿が論じる具体的な問題の第1、農業被害を防ぐための「害獣駆除」についての考察に取り掛かろう。

私が、野生動物の頭数管理の方法としては殺害よりも不妊手術をとるべきであるというヌスバウムの主張に最初に触れたとき、感じたのは、そのようにして野生動物を人間の管理のもとに置こうという発想への違和感もさることながら、そのようなことははたして実行可能なのかという疑問であった。

環境庁による調査の速報値によれば、2020年度の日本国内でのニホンジカ・イノシシの捕獲=補殺頭数の合計は約135万3,700頭である（環境庁 2021）。この数については、そんなに減らす必要があるかという議論がある（浅野 2021, pp. 119ff.）が、ここでは代

替的な頭数管理目標についての議論には入らず、実際に行われている補殺の頭数を前提とした場合、不妊化が捕獲殺害に代わる頭数管理の手段となりうるかに絞って論じる。

現在、日本国内で大規模な不妊処置が行われている対象は伴侶動物であるイヌとネコである。単年度ごとの不妊処置数の統計は見当たらないが、2020年度におけるイヌとネコの飼育数はイヌが848万9千頭、ネコが964万4千頭で合計1813万3千頭（ペットフード協会2020）、イヌ、ネコの不妊去勢手術措置の実施率は、2001年度インターネット調査によればそれぞれ44%、83%である（環境庁2002）。実施率は年々上昇しているので、2001年度調査の数字を用いれば、現在の実施数をかなり内輪に見積もることになるが、ここでは、イヌ、ネコの不妊去勢措置の数について、大体のイメージを示せばよいので、これらの数字を用いてイヌ、ネコの不妊去勢手術数を概算すると、イヌが約313万5千頭、ネコが約800万5千頭で、合計約1114万頭となる。これらの数字は、1年ごとに不妊去勢手術を受けたイヌ、ネコの数ではなく、飼育されているイヌ、ネコのうち、どれだけが不妊去勢手術を実施済みであるかという数を示す。仮に、イヌ、ネコは平均10年生きるとして、1年ごとの手術実施数は約111万4千頭となる。これに、地域猫活動などによる飼育されていないネコへの手術実施数を加えたとしても、1年ごとの不妊去勢実施数は110万頭前半となる。これを、1年ごとのニホンジカ・イノシシの補殺数に比べるならば、現在の規模でのニホンジカ・イノシシの頭数管理手段として不妊化を採用するとすれば、イヌ、ネコとの合計で少なくとも現状に倍する数の不妊処置の実施が必要であることがわかる。実際には、不妊化によってすぐに頭数が減るわけではない。また、これだけの数の手術の実施に対応する獣医の養成には多くの時間と費用がかかる。してみると、ニホンジカ・イノシシの不妊化は、現在の補殺による頭数管理に代る頭数管理の手段としては、あまり現実的でないと云わざるを得ない。将来的には不妊化によってニホンジカ・イノシシを殺さずにすむ頭数管理の方法を求めていくべきであるとしても、その実現には、抜本的な政策変更および多大な時間と費用とを要するであろう。

また、動物を殺さないための行動の指針としても、菜食の実行などと違い、野生動物の頭数管理の方法には、個人の行動によって直接の影響を与えることができない。地方自治体レベルでの政策変更を求める運動としても、現実に進みつつあるイヌ・ネコの殺処分ゼロの運動とは違い、野生動物の捕殺の中止は、現に農業被害を被っている住民の利害と対



立するため、地方自治体を動かすほどの多くの住民の同意は得にくいであろう。

以上見たように、補殺に代えて不妊化による野生動物の頭数管理を行うことは、現実的には極めて困難であると言わざるを得ない。

その上、農業という生業と動物の殺害はそもそも切り離せないのではないかという指摘もある。

すべての害が遠隔地にいる産業化したアグリビジネスの巨人のせいにはできなかったなら、私の信仰はもっと長く続いたかもしれない。だがジョーイを見てみる。親切な有機農家で、作った野菜は1マイルも離れていない地元の自然志向の食品生協の商品棚へ運ばれてゆく。これ以上穏やかで良心的な土地の守り手は探してもいない。しかしシカのことを聞いてみると、教えてくれるだろう。「頼めば来てくれる人たちが何人かいる。被害が多すぎるときは、この人たちが来て1頭撃つ。そして私と肉を分けるんだ。」でなければウッドチャックのことだ。「巣穴を煙でいぶすんだ。いつものことさ。先制攻撃だね。ケール畑のすぐ横の砂地の土手にトンネルがあるだろう？そこに逃げ込む奴もいる。

何度も何度も、妻のキャサリンと私はジョーイの野菜を買っていた。何度も何度も、ジョーイの畑でイチゴを摘んだ。

私たちの食べ物を作るために、バンビやチャッキーが撃たれ、煙攻めに遭うとは思ひもしなかった。(Cerulli 2010, p. 48)

農業という生業と動物とのかかわりについては、なお検討すべき課題が多いのではないだろうか。

### 3、生業としての漁業について

次に、本稿が論じる具体的な問題の第2である。付随的に動物殺害を伴う農業と違い、本質的に動物を殺害する活動と切り離せない漁業についてはどのように考えればよいのだろうか。

本書が直接漁業について触れている箇所は、見る限り2つだけである。いずれも短いので、直接引用することにする。

漁業というのは、人間が食べるために魚を捕まえることです。これは、魚の基本

権の侵害です。ですから動物権利論は、そもそも漁業に反対します。(pp. 48f.)  
現代の日本に、猟師はいませんが、漁師はたくさんいます。その人たちは、漁業で生計を立てています。すぐに転職するのも容易ではないでしょう。ですから、漁師の場合、生きていくために殺生もやむを得ないと言えるかもしれません。(p. 173)

要約すれば、原則としては漁業に反対だが、生きていくために必要ならやむを得ないということになる。言い換えれば、他に生計を立てる手段があるならば、漁業を生業とすべきではないということである。

だが、生業としての漁業というのは、はたして、他に生計を立てる手段があれば、やらなくてもいいようなものなのだろうか。

ここで私が思い出すのは、東日本大震災の津波被災地で、ほとんど更地になったままの海沿いの旧市街地の真ん中に、再建された魚市場だけがぽつんと立っている光景である。確か 2014 年、津波から 3 年後のことであった。

何ゆえに、市街地そのものがほとんど消えたままの中に、魚市場だけが再建されているのか。それは、漁業の再開こそが、地域のコミュニティの復興にとって必要条件だと考えられているからであろう。しかるに、本書の主張によれば、この地域の共同体を再建する上では、できれば漁業を再開するのではなく、別の種類の産業を起し、住民が生計を立てる手段を供給するのがベターだということになりそうである。

もちろん、住民の 1 人ひとりにとっては、地域を離れて、あるいは地域に残っても、ふたたび漁業に従事することなく、別のしかたで生計を立てることも可能である。しかし、地域全体として漁業とは別の産業によって共同体を支えていくことができるのだろうか。少なくとも、津波によって地域の共同体そのものの存続が危機に瀕した岩手・宮城・福島 3 県の沿岸地帯で、漁業なしで地域全体がやっていけるような地域はそう多くはないか。私にはそう思われる。これに反対しようとするなら、大半の住民が広い地域に分散して住み、利用可能な土地もそう広くなく、大規模な商工業が営みにくい日本の沿岸地域で、漁業に頼らずに地域共同体が持続できるような地域の事例を挙げて、脱漁業と地域の復興が両立可能であることを示してもらいたい。

確かに、漁業を主な産業とする地域であっても、住民個人個人にとって、漁業に就業す

ることは不可避な事柄ではない。しかし、長年にわたって家族で漁業に従事してきている家庭の出身者にとって、漁業と他の生業は、どれも同じように、選ぶことも避けることも可能な選択肢として並んでいるわけではないであろう。そのようなバックグラウンドを持つ人にとっては、漁業に従事することは、家族と地域の共同体への所属という、個人のアイデンティティ保持のための重要な条件であり、やめられるならやめてもいいようなこととは言えないのではないか。そして、個人のアイデンティティそのものを規定する属性は、あつてもやむをえないものとして容認されるというよりは、誰からもリスペクトを受けべきだと思われる。

何を生業として生計を立てるかという選択が、このように家族と地域の共同体への所属の問題となるほど、地域の主要産業への従事が個人のアイデンティティに影響を与えるようになるのに、実はそれほど長い年月は必要でない。日本の石炭産業の歴史は、1870年代に近代的な炭鉱の開発が始まってから 20 世紀後半に各地の炭鉱が閉山に追い込まれるまで、100 年を大きく越えない。しかし、1950 年代には、「俺らはな 生まれながらの炭鉱夫」という歌詞を持つ歌謡曲がヒットするほど、炭鉱産業は炭鉱が立地する地域の人々のアイデンティティを規定するものとして社会的にも認知されていた。常磐炭鉱の場合、石炭産業が構造的不況となった 1960 年代以来、炭鉱会社自身によって温泉を利用した観光開発が行われ、炭鉱従業員と地域住民の雇用確保が図られたのは、それだけ、炭鉱と地域社会の関わりが深く、炭鉱が経済的に引き合わなくなったからといって、単純に撤退することができなかったからであろう。この中で作られた観光施設がスパリゾートハワイアンズであり、炭鉱が経営困難となり観光開発が図られていく過程は、映画『フラガール』から伺い知ることができる。

さらに言うなら、自らの生業によってアイデンティティを形成することは、生まれ育った土地との強い結びつきを必要とするものでは必ずしもない。日本の高度成長期には、多くの農漁村出身者が都市へと移動し、賃労働に従事するようになった。これらの労働者が、労働組合に組織され、労働運動の担い手ともなったのだが、あるメーデーの歌に「立てたくましい労働者」「われら未来を語るもの」と歌われたように、こうした運動の中では、労働者としてのアイデンティティがしばしば強調された。

このように、何を生業とするかの選択に関わらず、働く者は、自らの生業をアイデンテ

ィティとし、そのアイデンティティに対するふさわしいリスペクトを受けるとともに、それにプライドを持つことが、人として本来あるべきあり方なのである。しかるに、最近では、非正規雇用の労働者の比率が増大しに、働き方がリスペクトされない、したがってまたプライドを持ちにくい状況が広がっている。このような状態は、人にふさわしい生業のあり方として正しくないと言える。逆に言えば、人としての生業の正しいあり方の基準は、人がそれをアイデンティティの一部とし、リスペクトを要求し、それにプライドを持ちうることにある。

しかるに、動物を殺害する活動を含む生業に対する本書の立場から、その生業に対するしかるべきリスペクトと両立するであろうか。再度引用しよう。

その人たち（漁師）は、漁業で生計を立てています。すぐに転職するのも容易ではないでしょう。ですから、漁師の場合、生きていくために殺生もやむを得ないと言えるかもしれません。(p. 173)

ここに示されるのは、生きていくために殺生するのは厭わしいことである。しかし、現実の生においてはそれも時としてやむを得ないという見方である。これは、仏教の世界観から動物の殺害を正当化することができるかという議論の文脈で書かれたことであるから、仏教に特徴的な生へのペシミズムがにじみ出ているのは当然であろう。しかしわれわれは、そのようなペシミズムを受け入れながら生きていかねばならないのだろうか。私は、現実の生を肯定し、現実の生の中に喜びを見出していくことこそ、人として正しいあり方であると考えます。

ここでの見解の対立の根底にあるのは、現実の生を肯定しつつ、それに内在する価値のうち、倫理の根源を求めるアプローチと、あたかも現実の生の外側に立つがごとく、現実の生を超越した根拠、例えばア・プリオリな合理的推論から倫理的原則を引き出そうとするアプローチの対立である。

こうしてわれわれは、本稿では追及しないと断っておいた倫理学への基本的なアプローチという主題に戻ってきた。この主題をこれ以上追及することは、本稿の設定した課題の範囲を超えることになろう。そうであるとすれば、私は、本稿の筆を擱くべき潮時にさしかかっていると云わねばならない。残された課題については、また別の機会に俟つこと

としよう。

#### 【文献表】

- 浅野幸治 (2021)、『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、ナカニシヤ出版。
- Cerulli, Tovar (2010). “Hunting Like a Vegetarian: Same Ethics, Different Flavours.”  
Nathan Kowalsky (ed.), *Hunting*, Wiley-Blackwell, pp. 45-55.
- 共同訳聖書実行委員会 (1987, 1988)、『聖書 新共同訳—新約聖書』、日本聖書協会 (電子版)。
- マーサ・C・ヌスバウム (2012)、『正義のフロンティア』(神島裕子訳)、法政大学出版局。
- ジョン・ロック (2013)、『完訳 統治二論』(加藤節訳)、岩波文庫 (電子版)。

#### 【Web 上の参考資料】

- 環境庁 (2002)、「犬猫の不妊去勢の義務化について」、[https://www.env.go.jp/council/14animal/y143-19/mat06\\_1.pdf](https://www.env.go.jp/council/14animal/y143-19/mat06_1.pdf) (最終閲覧 2021 年 9 月 19 日)
- (2021)、「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値 (令和 2 年度)」、<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/sokuhou.pdf> (最終閲覧 2021 年 9 月 19 日)
- ペットフード協会 (2020)、「2020 年(令和 2 年)全国犬猫飼育実態調査 結果」、<https://petfood.or.jp/topics/img/201223.pdf> (最終閲覧 2021 年 9 月 19 日)

## 動物法学者による

### 『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』へのコメント

本庄萌

#### はじめに

本書は、人と動物の関係における諸問題を幅広く検討している。たとえば競馬や介助動物など、これまで十分に議論がされてこなかったところについても切り込んでいるという特徴がある。また、著者は本書が「向こうの人の名前をほとんど出さない」（205頁）入門書であることを自負しており、基本的に海外の倫理学者の名前が本文に出てこない。実際、これらの特徴をもつ本書は分野外の者にとっても読みやすく明快であると思われる。著者自身の信念としてさまざまな論点について議論されているが、その論調はあくまでも読者に考えることを促すものであり、一般の読者も読み進めやすい優しい語り口である。評者は法学を専門としており倫理学については専門外であるが、法学の視点から本書に対して若干のコメントをしたい。

論点は4つある。最初の3つは本書全体に関わる論点であり、最後の1つは、各論的テーマの中でも実験動物に関するコメントである。

#### 1、基本的動物権について

1つ目の論点は、基本的動物権への着目である。まず、権利概念について。本書で鍵となっている基本的動物権というものは、道徳的権利か法的権利か、不明瞭さが残る箇所があったように思われる。もし、道徳的権利の話であれば、それは一人ひとりの行動に変化を要求するにとどまるのか、法改正を含めた社会的な変革を求める次元のものなのか、どういったレベルのものをイメージされているのか気になるところである。

一方、法学出身者としてはどうしても法的権利として考えてしまうのだが、法的権利というと、手続的な保障が必要になってくる。というのも、権利はただそこにあるもの、法律に書かれているものというだけではなく、それが権利として機能するためには、裁判を通して権利を実現することができることが重要になる。（権利が侵害された時には、侵害されている状態をなくしてほしいと請求する、もしくは、過去に侵害されたことについて

損害賠償を請求する、このような行動を起こすことができるものが法的権利になる。)そうした権利について語るときに、すでにある法律から解釈するのか、もしくはまだない法律を作るべきという立法の話なのか、厳密に分けて話さなければ聞き手に混乱を与えることとなる。

次に、基本権に着目する意義について。法的権利といったとき、幸福追求権やプライバシー権など、多くの種類がある。「動物に権利を与える」と言ったときに様々な種類の権利のどれを与えるのかが、必ずしも明確に示されていない議論がこれまで多かった。本書では、基本権の中でも生命・身体・行動の保障という「三つの権利」に焦点を当てている(11頁)。その結果、議論が限定され、イメージしやすい印象を受ける。

つづいて、基本的人権と基本的動物権の比較について。基本的動物権に焦点を当てる著者の主張は挑戦的であり、面白いが、より詳細な説明が必要な箇所が残る。基本的人権には、先の3つの権利以外にも、政治的参画や民主主義に関する権利がある。これら民主主義的な権利は、著者が含めている3つの権利を保障するために非常に重要な権利である。たとえば、表現の自由は、3つの権利について不利益を受けた際、その事実を表明することで、不利益状態の改善が模索されうる点で不可欠な権利である。3つの権利は「それらがなければ他の権利を有効に享受することができないという意味で、他の権利に先立つ権利」だと著者は主張するが(11頁)、3つの権利を保障する民主主義的な権利も同時に重要であろう。この点に関しては、スー・ドナルドソンとウィル・キムリッカが『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』において、動物が市民権を与えられ、政治的な共同体の一員として、立法過程や地方自治体の土地利用計画の決定などに媒介者を通して参加することが今後模索されるべきと主張しているが<sup>1</sup>、これについて著者はどのように考えるのだろうか。

最後に、権利が与えられる範囲についても不明確さが目立つ。今仮に、ここでの「権利」が法的権利の話であり、実効性のある形で法に明文化されるべき、という話なのだとしよう。そうした立法が実現すれば、国家権力が行使される余地が生まれる。法律が曖昧であ

---

<sup>1</sup> スー・ドナルドソン／ウィル・キムリッカ、『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』(青木人志・成廣孝監訳) 尚学社、2016年、211頁。

れば、国家権力を行使する機関の裁量が大きくなり、人権侵害の危険性が高まることになるため、法律の適用範囲を明確にする必要がある。すると、著者が動物を「生き物図鑑」に載っている、植物を含まない概念だと説明する（21頁）とき、動物の権利が与えられる動物の境界線は脊椎動物になるのか、無脊椎動物である昆虫などがそこに入ってくるのか等、不明確な点がある。

## 2、動物権利論と動物所有権制度の関係について

2つ目の論点は、動物権利論と動物所有権制度の関係についてである。著者は「『動物権利論』対『動物所有権制度』」（37頁）と表現し、両者は相容れないものであると認識している。だが、そもそも法制度は、さまざまな利益を複雑に調整して運用されている。たとえば動物所有権制度と動物保護法のように、相反するように見える法制度が存在していても、どちらかが間違っているわけではなく、衝突する場合は裁判などでバランスをとるような運用がなされる。そこで、両者は常に単純な二項対立として語れるものなのか、疑問に思う。

なお、動物が所有物である限り、動物は権利をもつことができないという議論が、これまで動物権利論者によって広くなされてきた。しかしながら、動物権利論や動物福祉論の議論が進むにつれて、権利論においても福祉論においても動物保護の度合いにグラデーションが出てきており、一部の権利論と福祉論は接近しつつある。そして、複雑な現実社会に合わせるように法制度も複雑化している。具体的な法制度の中には、動物福祉から動物の権利に移行させる、もしくは移行させる可能性がある法制度が散見される<sup>2</sup>。動物福祉論は、動物所有権制度の枠内で動物に配慮した結果、発展してきた妥協的産物であると

---

<sup>2</sup> たとえばニュージーランドは、「動物福祉法」(Animal Welfare Act)において大型類人猿の科学的実験利用を原則禁止する(Animal Welfare Act, 1999, § 85 (N.Z.)). 動物法学者ピーター・サンコフによれば、同規定が明記された当時、ニュージーランドで科学的実験に利用されていた大型類人猿はおらず、同規定の意義については疑問が残る(Sankoff, Peter (2005). “Five Years of the ‘New’ Animal Welfare Regime: Lessons Learned from New Zealand’s Decision to Modernize Its Animal Welfare Legislation.” *Animal Law* 11: 37-38). しかしサンコフは、同規定が人以外の大型類人猿に「限定的な『権利』」(limited “rights”)を与えたと表現している (Id., 8, fn.3).



もいえる。こうした動物福祉論と動物権利論は連続的なものであり、両者を重なるものと捉えるのであれば、動物権利論と動物所有権制度の関係についても、必ずしも対立構造にあると捉える必要はないのではなかろうか。この疑問は、3つめの論点にもつながる。

### 3、動物福祉論の位置付け

3つ目の論点は、本書における動物福祉論の位置付けについてである。著者は意識的か無意識的か動物権利論と動物福祉論の関係を正面から扱っておらず、本書における動物福祉の位置付けは明確さに欠ける。

たとえば著者は、後述する動物実験の倫理（3R原則：Replacement, Reduction, Refinement）を肯定的に捉えている<sup>3</sup>。この3R原則は動物福祉論に立った倫理原則として理解されることが一般的である<sup>4</sup>。他方で、畜産動物への配慮の文脈では、「動物権利論の立場から動物福祉論を批判」<sup>5</sup>している。具体的には、動物福祉論の5つの自由<sup>6</sup>について説明したうえで、動物の「殺害」を認める動物福祉論を批判し、「殺害からの自由」という6つ目の自由を加えるべきだと主張する<sup>7</sup>。

しかしながら、動物福祉論は、動物の「殺害」を認めるからこそその方法の適切性を担保するのに役立てられている場面が現実にある。著者は、野生動物問題と実験動物の文脈で、人為的な動物の死を想定していると考えられるが、そのような場面における殺処分方

---

<sup>3</sup> 「この三原則について、皆さんはどう思いますか。私は、もっともな原理であり、正しい方向を向いていると思います。この三原則は、そもそも動物実験を行うべきでないということを大前提とし、その上で動物実験を行う場合には、できるだけ少数の動物に対して、苦痛をできるだけ小さくすることを求めているからです」（60～61頁）。

<sup>4</sup> たとえば、青木人志は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の2005年改正で3R原則が明記されたことを次のように評価している（青木人志、『日本の動物法〔第2版〕』、東京大学出版会、2016年、78頁）。

二〇〇五年改正によって、これらが「配慮するものとする」という遠慮がちな表現であれ法文上に明記されたことは、実験動物の福祉に関する倫理について、法律レベルで従来より一歩進んだルールを示したことになる。

<sup>5</sup> 41頁。

<sup>6</sup> 39～40頁。

<sup>7</sup> 52～53頁。

法について著者がどのように考えるのか、示されていない。たとえば、著者は、野生動物の章において、「どうしてもやむを得ない場合には、より多くの在来種の動物が殺されるのを避けるために少数の特定外来生物を殺すことも容認されると思われ」る（145頁）とする。著者はここで殺処分方法についての議論は展開していないが、動物への配慮という観点からは、安楽殺に関する動物福祉の実践が著者の考える野生動物との関係を補うことは可能かつ必要であるように思われる。

#### 4、実験動物について

最後の論点として、各論的テーマから特に動物実験に関して取り上げ、2点コメントを付しておきたい。まず、動物実験の評価方法について。動物実験について評価を行う際、著者は4種類の目的（医学的知識技術の進歩、生物の普遍的な知識の追求、製品の安全性を評価する毒性試験、教育）の違いに応じてそれぞれ異なる評価を下している（60～64頁）。動物実験一般についての議論は、賛成か反対か、水掛け論に陥りがちである。そのため、目的の違いによる評価には、一定の効果があると評者も考える。他方で、これには限界もある。というのも、動物を科学的な実験に用いる場合、実験結果は目的横断的に利用されることが一般的になされているからである。たとえば EU において化粧品のための動物実験を禁止する規定が施行されたが、化粧品に使われる原料の多くは医薬品や洗剤などの他の商品にも使われている<sup>8</sup>。そこで EU は、化粧品の開発・販売以外の目的でなされた動物実験のデータを化粧品の開発・販売に用いることを例外的に認容している<sup>9</sup>。そのため、化粧品関係か医薬品関係かという実験目的に従って議論することは、その視点自体は極めて重要だが、動物実験の現状に必ずしも適応しない可能性がある。

次に、著者が提案する「動物実験審査員制度」について述べる。著者は、個々の実験について、一般の人たちによる倫理的な評価がなされて来なかったことを問題視し、これを補うような制度を裁判員制度を参考に作るべきだと提唱している（68～69頁）。これは

---

<sup>8</sup> Fischer, Kristian (2015). “Animal Testing and Marketing Bans of the EU Cosmetics Legislation.” *European Journal of Risk Regulation* 6 (4): 613.

<sup>9</sup> 詳しくは、拙稿を参照されたい。本庄萌、「動物実験に関する EU 法の展開——化粧品のための動物実験を中心に」、『一橋法学』16巻3号（2017年）、319～362頁。

従来示されたことのない考えで、大変興味深い提案である。しかしながら、実際の運用を考えたとき、いくつかの難点がある。

まず、判断に必要な専門性の高さである。動物実験の可否の判断は、倫理的な評価とともに、非常に専門性の高い技術的な評価を伴う。たとえばアメリカの動物実験委員会では、確かに牧師など科学者でない者も委員となっているが、それらはあくまでも少数にとどまり、委員の大半は専門知識を有する動物実験関係者である。著者は、委員の過半数を一般市民で構成することを提案したうえで、動物実験に関する専門家の必要性については論じていない。しかし、裁判員制度における裁判官のような存在、すなわち専門的な用語や技術について説明できる人は必要なのではないだろうか。この点についてさらに検討を加えると、「動物実験審査員制度」が仮に導入された場合、個々の実験についての判断は、動物実験の倫理である3R原則（Replacement, Reduction, Refinement）（60～61頁）をもとになされると予想される。その3R原則のうち、Replacement（「できるだけ動物個体（生体）を用いるのではなくして、ほかの方法…によるべき」という「代替原理」（60～61頁））に関する判断は、特に専門家の助けが必要であるように思う。その必要性を示唆する例として、アメリカ連邦政府農務省の代替法に関する指針12が参考になる。農務省の動植物衛生検査局は、指針において、代替法の検討要請を遵守していることを示す方法として、データベースサーチを紹介する。加えて、高度に特殊な研究分野などにおいては、協議会、学会、分野に特化したコンサルタントなどへの照会を通して代替法に関する最新情報にアクセスすることを推奨している<sup>10</sup>。高度な専門性を有し、日々更新される科学技術に関する情報は、一般市民にとって容易く扱えるものではないだろう。

次に、一般国民の負担の大きさがある。裁判員制度は、人的にも費用的にも、国民に大きな負担をかける制度でもある。裁判員制度で扱われる刑事裁判の件数よりも、動物実験の件数の方が圧倒的に多いので、審査件数の多さから莫大な費用が生まれることが予想される。その費用をどこから賄うのかという問題は、容易に解決できないのではないか。

また、この制度を作るためには、現在の動物実験制度に対して国民的な改革の意識が高

---

<sup>10</sup> Animal and Plant Health Inspection Service, “Animal Care Policy # 12: Consideration of Alternatives to Painful / Distressful Procedures,” (March 25, 2011).

まる必要があるが、同時に（動物実験をなくすべきという議論ではなくてむしろ）莫大な費用をかけてまで存続させるべきというような議論が必要になってくるだろう。裁判員制度は、司法制度の信頼を高めるために導入された制度のひとつである<sup>11</sup>。それと同列ないしそれ以上の費用をかけるほど、動物実験が重要なテーマだと国民的に認識されうるだろうか。

著者は、動物実験審査員制度を導入する理由として、動物実験関係者の常識が一般市民の常識からかけはなれていることを挙げている。そうした面があることは否めないだろうが、基本的に動物実験に対して無関心な一部の一般市民より、はるかに実験動物のことを思いやり、配慮している関係者がいることも事実である。関係者といったときに、それは一枚岩ではないことも十分意識すべきであろう。

## おわりに

以上のように、本書には一人一人の動物倫理に基づく行動にとどまらず、法制度に関する提案、立法にまで視野を広げた記述がみられる。法学的な議論に際しては、以上指摘したように、より緻密な議論が必要となる箇所があるものの、評者のコメントは本書が持つ価値を減ずるものではない。日常的な用語や具体例を用い、自らの立場を明確に示した本書は専門外の人でも読みやすいものとなっている。本書を手にとった読者が、動物倫理、そして動物に関する法政策について関心を高め、動物に配慮する倫理や法制度についてさらに学びを深めてくれることを願う。

---

<sup>11</sup> 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（法律第63号（平16・5・28））1条は、同法の趣旨を次のように定める。

第一条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする。



## 伊勢田評、伊勢評、本庄評への応答

浅野幸治

### 第1節、伊勢田評への応答

1、「わたしからすれば、著者が自分の立場ばかりを述べる入門書は分野への入門書としては分野のイメージが歪んで伝わるのであまり望ましくないように思われる。」(本誌、3頁)

伊勢田の言い方にならえば、拙著は分野への入門書というよりも特定の立場への入門書である。特定の立場に入門することで、その分野に入るのである。

ちなみに、拙著とほぼ同時に田上孝一が出した動物倫理本の書名は『はじめての動物倫理学』である。この書名の中心は「動物倫理学」、拙著の書名の中心は「動物倫理」であり、この違いは興味深い。倫理学についてではなくて倫理について話そうや、というのが私の姿勢である。私たちが動物倫理について議論をすれば、それが動物倫理学になるのではないだろうか。

2、「いろいろな立場を紹介することが「真剣に考えることにつながらない」というけれども、それは動機づけのしかた次第だろう。」(3頁)

たしかに、いろいろな立場を紹介することが決して真剣に考えることにつながらないとまでは言えない。にもかかわらず私の印象では多くの場合、学説紹介型の入門書を読んだ人は、「ああ、難しい」となって、考えることを諦める。反対に、拙著を読んだ人が、「けしからん本だ」と思ってくれば、幸いである。そういう人は、拙著に真剣に反論しなくなるだろう。そうすれば、真剣に考えることが始まる。このことは、反論を受けて応答を迫られる私にとっても、そうである。

他方、すでに私と同じ考えをもっている人にとっては、拙著を読んでも真剣に考えることにはつながらない。すでに私と同じではないけれども似た考えをもっている人にとっては、拙著を読んで自分の考えを整理したり、私と考えの違うところについては「違うぞ」と思ったりできるだろう。違うところが見つかれば収穫である。反論してもらいたい。そ

うすれば、真剣に考えることができる。

3、「大学の授業という場で使われる教科書として想定した場合には、教員と学生間の権力関係という別のやっかいな問題も関係してくる。」(4頁)

その通りである。拙著が授業科目の唯一の教科書として使われることは想定されない。ただし、複数の教科書の中の1冊として、あるいは拙著の一部が複数の資料の中の1つとして使われることは想定される。

4、「この議論は全体として「自然さからの議論」の構造をとっている。」(5頁)

私も「自然さからの議論」をどうしようもない議論だと考えている。拙論は、正確に言う、自然さからの議論ではない。何かが実現しないことが残念だというのは、その何かが人権であるための必要条件である。十分条件ではない。そうすると、伊勢田は「せめてどういう「残念」なら「べき」につながるかについてももう少し特定する必要があるだろう」と述べる(5頁)。つまり十分条件を特定せよ、というのである。もっともである。しかし私は十分条件を特定していない。読者に任せている。特定の人権の候補について、例えば殺されないことについて、もし殺されたならば、「少し残念だけれども、まあいいか」と感じるか、「許せないぐらいに残念であって、絶対に人権でないと困る」と感じるか、読者に任せている。人権でなさそうなものについても同様である。例えば、宝くじに当たらない場合、どれくらいに残念なのか、宝くじに当たることが人権なのかどうか、判断を読者に任せている。

人間にとって、何が自然な成長なのか。例えば、歩けるようになること、走れるようになること、話せるようになること、読み書きができるようになることは、自然な成長である。このように言うとき、私は一定の人間観・人間像を前提している。ただし、それは私たちが共有している人間観・人間像である。では私たちは、どのような人間観・人間像を共有しているのか。細かく具体的に人間観・人間像を特定していくと、おそらく意見が別れてくる。例えば、逆立ちして歩けることは、自然な成長なのか。よく分からない。けれども、基本的人権にとって必要なのは、私たちが共有する最小限の人間観・人間像である。

ここで基本的人権に3層を区別することができる。第1層は、生命権と身体の安全保障

権と行動の自由権の3つである。第2層は、それ以外の自由権である。第3層は、第2世代の人権＝社会権である。第2世代の人権は、社会の発展の度合いや人々の意見に依存するので、人権の中では少し弱い。社会権を否定する人もいるくらいである。それに比べると、第1世代の人権はより強固である。私たちが共有する人間観・人間像の実現にとって必要不可欠だからである。それでも、伊勢田が指摘するように（7頁）、過去の社会や現代でもいくつかの社会を見れば、参政権が認められていない社会がある。そこで、もっと譲歩しよう。私が焦点を当てるのは、生命権と身体の安全保障権と行動の自由権の3つだけである。この3つの権利は、誰も否定できないほどに盤石である。

このように言うと、「アメリカ合衆国でも19世紀前半まで奴隷制があったではないか」と言われるかもしれない。たしかに、そうである。しかし同時に、独立宣言には「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている」とあり、自由が認められている。この認識があるから、奴隷制を批判することが可能になったのである。

5、「このロジックによって基本的人権が基礎づけられるとしたら、最大の権利は「自然に成長する権利」で、他の人権が派生的権利として扱われるはずではないのか。」（5頁）

なるほど、もっともな興味深い指摘である。ただし、基本的人権が例えば「人間の尊厳」よりも優れているのは、具体的な点である。同様に、「自然に成長する権利」よりも基本的人権のほうが具体的で役に立つ。

6、「そもそも理性的存在だという規定自体、アリストテレスの時代ならともかく、現代にも通用する規定なのかという疑問がわく。」（6頁）

理性的存在だというのは私たち人間の自己理解である。理性的だというのは人間の本性なので、人間が現実には理性的でなくても理性的であるべきだという意味である。

ただし、人間が理性的でなくても、基本的動物権の議論にとってさしあたり支障はない。あるいは、基本的動物権でない他のさまざまな自由権にとっても、それら1つ1つの自由権を人間のなんらかの本性——理性でなくても——が要求するということ言えば足りる。



7、「これらの箇所、著者はわれわれが政治的意思決定に参加する権利（参政権）を持つという結論を導き出す議論をおこなっているようなのだが、とうてい議論として成立しているように見えない。」（6頁）

もう1度、整理して拙論を述べると、こうなる。すべての人間は自由であり、自律的であり、人間の間には支配／服従の関係がない。ところが、誰かが共同体の意思決定から排除されたならば、その人は共同体の意思決定参加者たちに支配されることになる。これは道徳的に間違いなので、すべての人間には参政権が必要である。

「自律的」とは、自由であることに理性的道徳的要素が加わったものである。ただし、考えてみれば、ここの議論では「自律的」は必ずしも必要ではなく、「自由」だけでも足りそうである。政治的共同体を作る場合には、個人の自由が被支配を退け、平等な参政権を要求するということである。

8、「個人についての自律と政治的意思決定はそもそも別ものではないのか、民主的意思決定などというものは近代にいたるまでほとんど存在していなかったのに民主的意思決定が人間の本性の一部だということがそもそも可能なのか」（7頁）

個人についての自律と政治的意思決定は、どのように別ものなのだろうか。

過去においては、人間の本性の一部が十分に実現していないということがあった。もちろん、その場合も、一部の人間は自由を行使していたのだけれども。他の一部の人間は自由が抑圧されていた。私が言いたいのは、こういうことである。参政権が認められていない社会が参政権を認める社会に変わったとき、それはたんに変化ではなくて道徳的な改善である——人間の本性が尊重されるようになったから。参政権を認める社会が参政権を認めない社会に変わるとき、それはたんに変化ではなくて道徳的な後退である——人間の本性が阻害されるようになったから。

9、「当人が嫌悪するという事だけからその嫌悪の対象が禁止されるべきだということはもちろん論理的には導き出せない。」（7頁）

一般的には、まったくその通りである。しかし、ここでは具体的に、傷つけられない権

利について述べている。傷つけられない権利が重要な基本的人権であることについては、「あんたはそんなことをされたら嫌でしょ」と言って同意を調達することができる。

10、「苦痛」と「傷つけられること」は同じではなく、実際、苦痛をとまなわない「傷つけられること」をわれわれが嫌悪するかどうかは自明ではない。」（8頁）

伊勢田は、「苦痛」と「傷つけられること」のどちらに焦点があるのか、と問いたいようである。私は、両方が重要だと考える。そもそも「苦痛」と「傷つけられること」は、どういう関係にあるのか。「苦痛」は、「傷つけられること」を私たちに知らせてくれるものである。だから、「苦痛」は「傷つけられること」の認識根拠であり、「傷つけられること」は「苦痛」の存在根拠だと言ってもよいだろう。傷つけられているのに苦痛を感じないとすれば、それは感覚機構が働くべきなのに働いていないのだし、傷つけられていないのに苦痛を感じるとすれば、苦痛が空回りしているのである。

では、手術をする際に麻酔をかけるのをどう考えたらよいのか。その場合、苦痛をとまなわない「傷つけられること」を私たちは嫌悪するのではなく、希望するのではないか。まったく、その通りである。私たちは苦痛を嫌悪するからである。

11、「苦痛をとまなう「傷つけられること」でも、われわれは一律に嫌悪するわけではない（ファッションとしてタトゥーを入れる場合など）。」（8頁）

これも、まったくその通りである。ただし、苦痛をとまなう「傷つけられること」を嫌悪しないのは、当人が便益のほうが苦痛や「傷つけられること」を上回ると考える場合に限る。

12、「殺される」という形で「傷つけられる」ことが苦痛を伴わない場合や、むしろ苦痛を避けるために行われる場合、「殺されるべきでない」ということは明白ではない。」（8頁）

これも、まったくその通りである。尊厳死や安楽死は希望されうる。しかし、そういう例外がありうるからといって、殺してはならないという一般原則が無効になるわけではない。

13、「シンガーが動物を苦しめることと動物を殺すことを明確に分け、多くの動物は「死」の概念を持たない以上「死なないこと」への利害も持たないと論じているからである。」  
(8頁)

第1に、シンガーが動物を苦しめなければ動物を殺しても許されると主張するのは、説得的でない。第2に、動物には「死なないこと」への利害がないというのは、間違いである。動物にとって生きることは利益であり、したがって死なないことも利益である。

14、「どのように「有意味な生」を定式化するにせよ、有意味な生を送ることが強い拘束力を持つ権利の根拠となるとどうしていえるのかも分からない。」(8頁)

「有意味な生」も、私たちが共有する人間観・人間像によって含意されたものである。だから問題は、私たちが共有する「有意味な生」の実現にとって行動の自由がどれくらい重要かということである。通常理解では、行動の自由は「絶対に必要」というくらいに重要である。さてそれでは、行動の自由がなければ私たちの生は無意味になるかといえ、そうでもない。「何のために生きているのか分からない、と言っていいくらい」であっても、何の意味もないとまでは言えない。

15、「さらに、行動の自由がなければ有意味な生とはいえない、という考え方は、寝たきりになった人はもはや生きている意味がないから延命する必要もない、というような主張にもつながりかねない……。」(8～9頁)

私は生命権、身体的安全保障権、行動の自由権を主張するけれども、これら3つの基本権の中でも優劣がある。生命権が最重要であり、身体的安全保障権がその次に重要であり、行動の自由権は3番目である。だから、行動の自由を奪われたら、私たちの幸福にとって大打撃になるけれども、まだできることはある。寝たきりの人の生がより充実したものとなるように、私たちはさまざまな支援をすることができる。例えば、その人を車椅子に乗せて、散歩に出かけることができる。寝たきりの人自身にもできることはさまざまにある。例えば、話をするすることができる。したがって、行動の自由がなければ直ちに生きている意味がないとはならない。

16、「ここでは感覚能力や運動能力そのものから通常人権と呼ばれているものがダイレクトに導出できるという議論をしているように見えるが、ふりかえれば p. 8 あたりでは「自然な成長可能性」から人権を導き出そうとしていたはずであった。それは一体どうなったのか。成長可能性はないが感覚能力や運動能力は備えているような場合、これらの権利はあるのかないのか。」(9頁)

感覚能力も運動能力も重要な成長可能性である。したがって、「成長可能性はないが感覚能力や運動能力は備えている」ということはあり得ない。受精卵の成長可能性が発現して感覚能力や運動能力になる。

17、「ここでの議論に注意を集中するなら、感覚能力や運動能力があるという事実から著者のいう三つの権利が導けるというのはどうやってつながるのか。」(9頁)

基本権との関係では、感覚能力の中でも苦痛が特に重要である。苦痛を与えるべきではないし、苦痛を感じる動物の重大な利益を踏みにじるべきでもないということが基本にあって、それが感覚能力や運動能力を基本権とつないでいる。

18、「感覚能力と運動能力だけであれば、脊椎動物のような中枢神経系を持たない動物(たとえば昆虫)でも条件を満たすが、それもみな人間と同じだけの人権相当のものを持つとみなされるのだろうか。」(9頁)

脊椎動物のような中枢神経系があれば、感覚能力もある。脊椎動物のような中枢神経系がない(たとえば昆虫)場合、感覚能力があるのかないのか、よく分からない。よく分からないので、ここでは意見・見方が分かれうる。各人が自分で判断するしかないし、それでよいのではないか。

「いや、各人の判断ではなくて、浅野はどう考えるのか」と問われれば、感覚能力があるかもしれないから、感覚能力があると見なしたほうが安全だというのが、私の一応の答えである。

19、「三つの権利を導き出す際には、有意味な生など、本当に人間以外にも当てはまるの

か検討が必要な前提も使われていたと思うが、それはどうなったのか。」(9頁)

成長可能性が発現して感覚能力や運動能力になり、感覚能力や運動能力を現に行使して有意な生を実現する。この成長可能性から感覚能力や運動能力に、感覚能力や運動能力から有意な生へという道筋は、私たちが共有する人間観・人間像によって含意されたものである。

人間には人間にとっての有意な生があるように、他の動物種にもその種にとっての有意な生があると考えられる。

20、「ちなみに、シンガーやレーガンの動物倫理においては、動物への配慮はこうした飛躍した推論の積み重ねで導き出されているわけではない。われわれが人間に対しては配慮する義務を負うということの大前提としてまず共有し、その義務を動物に拡張しない論拠となりそうなものを片端から潰していく、というやりかたで反対者を説得していく。そこで強力な議論上の力を発揮するのが「種差別」の概念や「限界事例からの議論」である。そのルートをとらず、いわばなにもないところから手品のように動物の権利を導出しようとするのはさすがに無理があるのではないだろうか。」(9～10頁)

シンガーやレーガンが人間への配慮義務を大前提として共有するように、私は基本的人権、特に生命権と身体的安全保障権と行動の自由権という3つの基本権を受け入れられた大前提として出発し、3つの基本権が人間に当てはまるのと同じように他の動物にも当てはまると論じる。シンガーやレーガンは人間を特別扱いする理由を潰していくけれども、人間を特別扱いする理由がないという論じ方と人間と他の動物が共通だという論じ方は、同じ議論の表裏の関係にある。それどころか、特別扱いする理由を潰した後に残るのは共通性なので、シンガーやレーガンの議論は暗黙のうちに私の議論に依拠している。

21、「人間が作ったのではない権利がどうして存在しうるのか、われわれはそうした権利についてどうやって知ることができるのかについて著者がどう考えているかを読み取ろうとしてこの前後を読んでも、答えはない。」(10頁)

すぐ上で述べたように、基本的人権は大前提なので、基本的人権が自然権だということ

も注意を促しただけで、詳しく論じてはいない。人間が作ったのではない権利が「どうして存在しうるのか」、私にもよく分からない。しかし現に存在している。そうした権利は道徳的直観によって知ることができるし、3つの基本権は最も根本的なものなので直観によって知ることはできない。

22、「ここでの言い方からすると、権利主体が守ろうと努力しているものについては尊重の義務を負うが、そうした努力が伴っていないものは特に尊重しなくてもいいようにも読める。」(10頁)

たしかに、その通りである。受精卵や初期胚のように感覚能力がないものは自らの利益を守ろうと努力するようには見えないし、あまり権利主体であるとも思われたい。このことは植物についても当てはまる。

23、「感覚能力と運動能力を根拠にするのなら、ノコギリで切られているという情報を感覚器官で受け取ってノコギリから逃げる方向に運動するという運動能力がありさえすれば「基本的動物権」が発生するはずで、犬がそれを痛みとして意識するかどうか自体は重要ではないことにはならないのか。」(11頁)

伊勢田はロボットのようなものを念頭に置いているのかもしれない。道徳的に重要なのは苦痛なので、「感覚能力」は「苦痛感受能力」と呼ばれることもある。したがって、ロボットが痛みを感じないのであれば、運動能力と感覚能力を備えていても基本権は発生しない。

24、「「権利」を考える上で、自然な成長可能性と感覚能力・運動能力と苦痛と、著者の中でどれに力点があるのかくらいはつきりさせてほしい。」(11頁)

自然な成長可能性と感覚能力・運動能力と苦痛とが、補い合って働く。その中で、苦痛が最も重要である。けれども、苦痛を感じることに感覚能力・運動能力は外延的に等しい。3つの基本権の中でも特に行動の自由権との関係では、運動能力と明言したほうが分かりやすい。また感覚能力も運動能力も成長するものなので、その成長を途中で止めないためには、自然な成長可能性という側面も外せない。

25、「生命の価値も、そうした弱い拘束の根拠くらいにはなりうるのではないか。」(11 頁)

私も、そう考えている。植物に対しても、「みだりに傷つけてはならない」と言うことはできる。

26、「憲法で認められる労働権は雇用機会の確保程度までで、雇用してもらうこと自体への権利は認められていないのではないか。」(12 頁)

政府の義務としては雇用機会の確保程度までであっても、労働への権利が労働機会への権利であっては少し弱いと思われる。

27、「それがまったく自明なことでないから脳死臨調が議論をかさね、臓器移植法ができるまでかなりの紆余曲折があったわけである。」(12 頁)

これも、その通りである。注に書いたところであるけれども、2017 年の世論調査では、約 22%の人が臓器を提供したくないと答えたのに対して約 42%の人が臓器を提供したいと答えている。それをもって「私たちの多くは」と書いた。

28、「これはシンガーやレーガンの立場を総称する言葉として使われることが多いタームなので、わざわざ違う意味でここで導入するのは、動物倫理について中途半端に聞きかじったことのあるような読者を混乱させたり誤解させたりする可能性がある。」(12 頁)

シンガーは功利主義者であって、動物権利論者ではない。にもかかわらず、シンガーの主張を「動物解放論」と呼ぶことは、あながち不当ではない。動物権利論から直接に出てくる動物解放論とシンガーの主張には十分な共通性があるからである。

29、「動愛法のような枠組みが現実存在するのにこの言い方は乱暴すぎる。」(12~13 頁)

動物所有権制度の論理で行けば、「犬をノコギリで切ってもよい」ことになる、ということである。それに歯止めをかけているのが、動物の愛護及び管理に関する法律である。

30、「直前で「重要な利益」は尊重しなくてはならない、という議論は認めているので、「動物を所有することも重要な利益だから」で答えになるのでは。」(13頁)

なるほど、たしかにその通りである。けれども、動物を所有することはどれほど重要な利益だろうか。肉用子牛の価格は種によって異なり、乳用種で平均約37万円、黒毛和牛で約70万円である<sup>1</sup>。乳用子牛の平均価格は約21万円である<sup>2</sup>。肉用牛の出荷時販売価格は約68万円から約101万円で、平均約82万円である<sup>3</sup>。子豚の平均価格は約2万円である<sup>4</sup>。豚の出荷時販売価格は平均約3万6千円である<sup>5</sup>。採卵鶏の雛は約190～200円である<sup>6</sup>。肉用鶏は、初生雛の平均購入価格が75円で、出荷時の評価額が525円である<sup>7</sup>。実験用のハツカネズミは600～2600円、ドブネズミは1700～5100円くらいするようである<sup>8</sup>。こうして見たとき、たしかに牛の財産的価値は大きいように思われるけれども、他の動物の財産的価値はそれほど大きいとも思われない。ひょっとしたら問題は、たんに金額ではないかもしれない。所有者の抽象的な財産権が、重要な利益なのかもしれない。たしかに財産権は第1世代の人権に数えられる重要な権利である。しかしそれでも、

---

<sup>1</sup> 農畜産振興機構、「肉用子牛取引情報」。https://www.alic.go.jp/operation/livestock/calf-report.html

<sup>2</sup> 日本経済新聞、「乳牛の肥育収支が赤字に 子牛高響く、補填金拡大の可能性も」、2016年3月23日。https://www.nikkei.com/article/DGXLZO98780710T20C16A3QM8000/

<sup>3</sup> 中央畜産会、「畜産 ZOO 鑑 肉用牛経営と技術」。http://zookan.lin.gr.jp/kototen/nikuusi/n325\_1.htm

<sup>4</sup> 全国農業協同組合連合会連合会茨城県本部、「令和3年度 子豚市場市況集計表」。http://www.ib.zennoh.or.jp/contents/eat\_know/ichiba\_img/pdf/kobuta\_zisseki202108.pdf

<sup>5</sup> 農林水産省、「農業経営統計調査 令和元年畜産物生産費」。

<sup>6</sup> 引地・平原、「採卵鶏の経済検定試験 平成20年餌付け鶏の諸性能と経済性」、『神奈川県畜産技術センター 畜産研究所研究報告』第1号(2012年)、1～6頁。https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/520001.pdf および茨城県畜産センター、「茨城県における採卵鶏の銘柄選定指針」。http://www.naro.affrc.go.jp/org/narc/seika/kanto16/03/16\_03\_30.html

<sup>7</sup> 農林水産大臣、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」、74頁。https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\_yobo/k\_bousi/attach/pdf/index-30.pdf

<sup>8</sup> 「SLCの実験動物価格表」https://www.adres.ehime-u.ac.jp/bumon/animal/news/NO.415\_price01.pdf および「日本クレア実験動物価格表」https://www.adres.ehime-u.ac.jp/bumon/animal/news/NO.415\_price02.pdf



財産権よりも生命権や身体の安全保障権や行動の自由権といった基本権のほうが重要であり優先する。

というよりも、そもそも動物の財産的価値は、動物所有権制度によって作られたものである。その財産的価値を守るために動物所有権制度を擁護するというのは、現状を現状だからという理由で擁護しているだけではないだろうか。今問われているのは、そもそもどうして動物を所有することが正当なのか、ということである。

たしかにロック流の私有財産論によれば、兎を捕まえた人は、兎の捕獲に労力を費やしたから兎への所有権を認められる。しかし、この理論は、人に捕まえられる以前の兎が無主のものであったという前提に基づいている。この前提はどうやって正当化されるのか。動物権利論は、人間だけではなくて他の動物も権利の主体であると主張する。生命権と身体安全保障権と行動の自由権をまとめて自己所有権と呼ぶこともできる。そうすると、動物権利論が主張するのは、他の動物にも自己所有権があるということである。

31、「工場畜産にもさまざまなバリエーションがあり、近年では欧州を中心に動物福祉の工夫がなされた工場畜産も発達している。そうした配慮が進んでも「苦痛にみちた拷問のような生」だと言えるだろうか。」(13頁)

たしかに、動物福祉に配慮されていない工場式畜産の場合でも、「拷問のような」という表現はいささか誇張された比喩的表現である。また動物福祉に配慮された畜産は、拷問のようではない。

32、「生まれてきてよかったと感じるためには「生まれてくる」という概念を理解している必要があると思うので、牛や豚や鶏はどんな境遇だろうと「生まれてきてよかった」とは思わないのではないだろうか。」(13頁)

なるほど。では、「生まれてきてよかった」を「ああ、幸せだなあ」に変えてはどうか。牛や豚や鶏は「幸せ」という概念を理解していないので「幸せだなあ」と思わないのであれば、「ああ、幸せだなあ」を「ああ、嬉しいなあ」に変えてはどうか。

33、「しかし、動物福祉論では、別に五つの自由を基本的動物権として設定しているわけ

ではなく、われわれが動物を利用し飼育する中でできるだけ配慮しなくてはならない配慮事項として列挙しているのではないだろうか。」(14頁)

そうであれば、殺害からの自由も、できるだけ配慮しなくてはならない配慮事項になる。配慮しなくてよいということにはならない。

34、「19世紀以来のベジタリアニズム運動の本流となってきた考え方を「変わり種」あつかいするのは、ベジタリアニズム運動の紹介のしかたとして読者の認識を歪ませてしまわないだろうか。」(14頁)

これも、もつともである。注記として説明を加えてもよかったかもしれない。とはいえ、拙著はベジタリアニズム運動ではなくて、動物権利論の紹介を主眼としている。また日本の伝統では、純菜食主義が正統であって、乳菜食主義や卵菜食主義はなかった。

35、「功利主義はすべての関係者の幸福と不幸を総和して何が善かを判断するので、動物の不幸をへらすことのみに着目する動物実験の三原理はあまり功利主義的ではない。」(14頁)

「すべての関係者」をあまりに広げると收拾がつかなくなる。そこで関係者を直接の関係者に限定し、「他の点が同じならば」というような想定で不幸を減らそうとすることは、仮に功利主義ではなくとも、十分に功利主義的である。

36、「お互いに断定しあうだけでは、それ以上話はすすまない。」(14頁)

たしかに、断定しあうだけでそれ以上話が進まないならば、残念である。しかし、私の考えでは、意見と意見が衝突して初めて話が進む——批判したり反論したりすることが可能になり、真剣に考えることが始まる。

37、「こういう話をするなら、やはり種差別や限界事例をめぐる議論は第一章で導入しておくべきだったのではないか。」(14頁)

なるほど、種差別や限界事例をめぐる議論を第一章で紹介しておいてもよかった。

38、「このエピソードの時期は 1974 年ということだが、現在の動物実験の話をしていたはずなのに、「このような科学者の暴走」(p. 68) と、まさに今ここで紹介された考え方に基づいて科学者たちが暴走しているかのように言うのは印象操作ではないのか。」(15 頁)

もっともである。いちおう 1975 年の前年ということは明記してあるが、今から見れば昔のことにも思える。しかしボルティモアは決して昔の人ではなくて、今でもカリフォルニア工科大学の教授である。動物の愛護及び管理に関する法律を改正する際に動物実験関係諸学協会が示す規制反対の姿勢は、科学者の本音を語っているように思われる。

39、「動物実験が犯罪となる際の構成要件としてどういうものを著者が想定しているか、審査の方法としてどういう手続きを想定しているのかはわからないが、容易いということとはまずないと思う。」(15 頁)

「動物実験が犯罪になるかどうかを判断するのは容易い」というのは、それ自体で容易いというのではなくて、刑事事件に比べたら容易いという意味である。第 1 に、刑事事件では事実に関して分からないことが多々ある。第 2 に、刑事被告人を有罪にするのは責任が非常に重い。それに比べたら、動物実験で何をしようとしているのかはだいたい分かる。また審査も、誰を有罪にするものでもない。(もちろん、審査を間違えば動物の命を奪うことになるという意味では、やはり責任は重いけれども。)

40、「これらの動物は野生で定着しているわけではないので外来種とは呼ばないと思う。」(15 頁)

「外来種」という言葉もいくつかの意味で使われることがある。狭い意味では、環境省が定めた特定外来生物を指す。より通常の意味では、生態系に有害か有益か有害でも有益でもないかということに関係なく、他の地域から持ち込まれた生物を指す。このとき、動物が飼育されているかどうかは関係がない。外来種が特定外来生物であっても、許可を得れば飼育することができる。外来種が特定外来生物に指定されていなければ、特定外来生物法の規制なしに飼育することができる。いずれの場合も、飼育されている外来種が外来種であることに変わりはない。ただし、「外来種」は生態系との関係で取り上げられるこ

とが多いので、飼育されていない野生の外来種だけを「外来種」と呼ぶ用法もある。私の用法は、ごく広く「在来種ではない」という意味で理解してもらえればよい。

41、「動物園で調査研究できることとして、野生でも飼育下でもあまり変わらない行動については飼育下の方が観察しやすいという利点があるだろうし、生理的な特徴や知能などについてはむしろ飼育環境下でなければ調査できないこともあるだろう。」(16頁)

ここでは、典型例として象や虎やライオンやキリンについて述べている。たとえ飼育下でも調査研究できるとしても、それをどうして日本に連れてきて不自然な環境下で行う必要があるのか、という趣旨である。伊勢田の言葉は、例えばニホンザルについては当てはまるかもしれない。

42、「実際、退屈な飼育環境下では、ショーに参加することが福祉の向上につながることはなくはないだろう（そもそも退屈な環境そのものに問題があるというのも確かだが）。」(16頁)

もつともである。たしかに、ショーに参加することが福祉の向上につながることは理論的にはありそうである。しかし、たとえ福祉の向上につながるとしても、それをイルカが自発的にではなく強制的にやらされるということは問題だと思われる。

43、「鞭で打たれて全力疾走することをもって過酷だと判断しているようだが、それが馬にとってどれだけの苦痛やストレスなのかということ調べずに、「過酷」かどうかは判断できないのではないか。」(16頁)

これも、もつともである。過酷であるという判断の客観的根拠としては、事故や怪我の多さが上げられる。少し統計が古い(2002年～2006年)けれども、中央競馬で骨折などの運動器系疾患の件数が年平均1331件である<sup>9</sup>。当時の中央競馬登録馬数は約7800頭である。

---

<sup>9</sup> 吉原豊彦、「わが国の馬飼養頭数と中央競馬の診療概況」。http://www.b-t-c.or.jp/btc\_p300/btcn/btcn70/btcn070-07.pdf

44、「伴侶動物についてこの理屈を認めるのなら、動物園についても、遠い異国の動物に共感するためにはその動物種との「付き合い」が必要だ、という理屈を動物園を支持する側の論拠の一つとして認めてもよかったのではなにか。」(16頁)

伴侶動物とは生活を共にするから、その動物のことがよく分かる。しかし動物園で、客が動物とそのような付き合いをしているとは思われない。

45、「「しゅしゅ」か「喜んで」かは動物の心理状態なので、動物の心的状態を直接調べるべきではないのか。」(17頁)

まったく、その通りである。動物の心的状態を直接調べることができれば更によい。人間が勝手に行う損得計算は、その代用にすぎない。

46、「著者は動物の自由権の観点から放し飼いが望ましいと考えているようだが、それは動物をさまざまな危険にさらすことでもあり、一般にはむしろ無責任な飼い主として批判される買い方である。」(17頁)

これは「さまざまな危険」に依りそうである。危険がゼロではないだろうけれども、過度の危険がなければ、犬も奈良公園の鹿のように自由に歩き回れたほうがよいのではないか。ただし、犬が危険だというのは、放し飼いを禁止する理由になる。

47、「ここで例として使っている百万円の浮き輪の例は、伴侶動物の例とうまくアナロジーになっておらず、「搾取」という言葉を使った印象操作にもなりかねないので注意が必要ではないか。」(17頁)

どのように「うまくアナロジーになって」いないのだろうか。野生では生存率が低い——それに比べれば、伴侶動物であるほうがまし。浮き輪がなければ溺れ死ぬ——それに比べれば、百万円で浮き輪を買ったほうがまし。

48、「競馬について本文でどのくらいの苦痛やストレスが競走馬に与えられるか検討されていなかったのにここで「虐待」と断定するのは飛躍であるし、盲導犬についても本文で

は「搾取」だとは論じていたがそれが「虐待」だと言うのは飛躍ではないか。」(17 頁)

競馬については、上の 43 で答えた。盲導犬について、たしかに「搾取」と「虐待」が概念的に違うと言われれば、そうかもしれない。特に「虐待」と言えば、暴力的な印象があるので。しかし少し意味を広くとれば、「虐待」とは、酷い扱いのことである。盲導犬について「搾取」だというのは、人間が犬の欲求までも人間の都合のよいように誘導し形成しているということであった(拙著、105 頁)。これは十分に酷い扱いだといえないだろうか。

49、「少し前(p. 90)では「子供を生み育てるというよろこび」が動物の利害の一つとして挙げられていたが、それは尊重しなくてよいことになったのか。」(17 頁)

これも、非常にもっともな指摘である。できれば、「子供を生み育てるという喜び」も尊重すべきである。そして生まれてきた子供の野生復帰訓練が成功すればよい。しかしそれが、品種改良の結果、成功しそうにない場合、人間の都合で動物の「子供を生み育てるという喜び」を奪わせてもらうのもやむを得ないのではないか。

50、「p. 126 でも野生動物について「そのためには、不妊化という方法が考えられます」と言っているが鹿や猪の「子供を生み育てるという喜び」を尊重しなくていいのか。」(17 頁)

これも同じことで、できれば鹿や猪の「子供を生み育てるという喜び」を尊重するほうがよい。しかし、鹿や猪の大繁殖が生態系を破壊し、結局より多くの鹿や猪の死につながることを考えれば、そのような事態を避けるために鹿や猪の不妊化も次善の策として許されるのではないか。

51、「もし著者が主張するように野生動物に「行動の自由の権利」を認めるのであれば、ここでいうような「開発区域」を設定すること自体動物の権利の侵害となるのでは。」(18 頁)

これも、もっともである。私は、ロック流の私有財産論によって土地の私有が正当化されると考える。このとき、「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」とい

うロック的但し書きが野生動物のために十分に尊重されるならば、土地の私有化が許されるだろう。したがって、人間が開発区域を拡大し続けて、自然保護地区を圧迫するべきではない。これまで日本で多くの野生動物を絶滅させてきたのは、開発しすぎたということではないだろうか。その意味で、開発区域の設定自体は動物の権利の侵害にならないけれども、過度の開発は動物の権利を侵害する。

52、「実際にはただ防護柵を作ったからといって獣害がなくなるわけではなく、苦勞されている地域が多いと思う。」(18頁)

基本的に防護柵によって作物を守ることができる。もちろん、防護柵に穴があってはダメだけれども。

53、「作物を転換しろというのも当事者からみれば部外者の無責任な発言と聞こえるだろう。」(18頁)

一概にはどうとも言えない。個々の状況に応じてさまざまな選択肢がありうるだろう。作物の転換も、そうした選択肢の1つである。

54、「しかし「日本には行くまい」とも思っていなかっただろう。」(18頁)

積極的な拒否感覚がなくても、予期していなかった(ということは、元いた土地にいるつもりだった)というだけで私の論点にとって十分だと思う。

55、「人間中心的だけれども動物や環境にも一定の配慮はする、というような解釈もありうるだろうし、」(18頁)

他の動物は人間のために存在するというような見方は「人間中心的」と言ってよい。キリスト教の伝統における支配的な解釈では、動物や環境に一定の配慮をすといっても、それは動物や環境をそれ自体で配慮するのではなくて、究極的には人間のための間接的配慮である。

56、「著者の「基本的動物権」の考え方によれば行動の自由もあったはずなので、同じ理

屈で犯罪者を拘束すること自体も道徳的に間違っていることになりはしないか。」(18～19頁)

なるほど、もつともである。人間には行動の自由権がある。ではどうして人を禁固刑や懲役刑に処することができるのか。おそらく3つの基本的動物権の中では、行動の自由権が一番弱い権利なので、犯罪者の行動の自由を奪うことは、それを上回る便益によって正当化されるのではないだろうか。

57、「ここで著者は着床前診断が「優生思想」を背景にしているからという理由で着床前診断に反対する運動に理解を示すのだが、本当に着床前診断はここで説明されている意味での優生思想を背景にしているだろうか。」(18頁)

動物権利論は優生思想に反対する。障害者団体も優生思想に反対する。では、着床前診断と優生思想の結びつきは、どうか。障害者団体は、着床前診断が優生思想から来ていると理解する。私は、そこは少し微妙だと思う。とはいえ、障害者団体の理解も十分に説得的だと感じる。

58、「特に、着床前診断に賛成する人は、すでに生まれてきた障害のある人を殺すという判断に本当に賛成するだろうか。」(19頁)

着床前診断に賛成し、かつすでに生まれてきた障害のある人を殺すことに反対するという選択肢は、十分にありうる。それでも、すでに生まれてきた障害のある人を、もし着床前診断をしていれば生まれてこなかった人と見ることは、問題でないだろうか。

## 第2節、伊勢評への応答

1、「私が同意できない点の第1は、本書の論理展開のしかたそのものにある。」(21頁)

拙著でも述べたように、動物権利論は万能ではない。倫理のすべてではない。人権思想と同様に、動物権利論は、最小限の倫理である。他にも倫理的に考慮すべきことは多々ある。その意味で、拙論は、徳倫理などを排除するものではない。特に、徳倫理によって補われるべきものと私は考えている。



2、「人間の人間以外の動物に対する不正をイメージする構図として、何が適切であるかについて考えたい。」(22頁)

伊勢は、「不法な戦争の帰結として、現在の不正がある」、不法な「戦争の根源は、人間による動物の生息地の強奪にある」と述べる(22頁)。これを私は興味深い見方だと思う。

3、「しかし、獣や鳥もまた、どんぐりやリンゴで生命を養うが、これらの生き物が、まず、それらのどんぐりやリンゴを所有しなければならないというのはいささかばかげた主張であろう。」(24頁)

必ずしもそうではない。人間以外の動物にも所有権があるのではないか、というのは真剣に考えるに値する問題だと思う。少なくとも私が考える3つの基本権は自己所有権に相当するので、自己所有権を出発点として人間が物を所有できるのであれば、同じ論理で他の動物も物を所有できそうである。

4、「かくして、新大陸の土地は、先住民が共有するままで狩猟採集に利用させておくより、入植者が開墾してより有効に利用するほうがよいことになる。」(24～25頁)

伊勢のロック読解は、ロックに優しくない。伊勢は、「少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には」(27)というロック的但し書きを真剣に受け止めていない。私は、ロック的所有論によって、人間が土地を少しは私有化することが道徳的に正当化されると考える。しかしそれは、ロック的但し書きのゆえに、他の人間や他の動物に十分な土地が残されている限りの話である。それ以上の土地の私有化は、ロック的所有論によっては、道徳的に正当化されない。

5、「ロックは、人間が、土地を所有することなしに大地とそれが生み出すものを享受することによって得られる豊かさや価値を否定し、「労働する人間」による土地の取得＝強奪を正当化するのである。」(25頁)

これもロック読解としては、いささかロックに対して不親切である。また、開墾・耕作だけが労働ではなく、採集も労働であった。したがって、採集という労働の成果である豊

かさや価値をロックが「否定し」とまでは言えない。

6、「ロックの所有論は、動物と先住民からの土地強奪を正当化する論理にほかならない。」  
(25 頁)

ロックの所有論が歴史上そのような論理として利用されたということは十分にありえる。

7、「浅野は、……動物に対する人間の管理について、ヌスバウムほど積極的でないのが見て取れる。」(26 頁)

その通りである。野生動物に関して、原則は非介入であり、理想は非介入である。

8、「しかし、ここで問いたいのは、野生動物はそのような人間による管理にやすやすと屈するのかということである。」(26 頁)

おそらく伊勢と同様に、私も、野生動物はそのような管理にやすやすと屈しないだろうと思う。

9、「人間が動物に加えている危害は、人間の動物に対する支配というより、人間の動物に対する戦争から生じている。」(26 頁)

「戦争」という比喩は2つの点で適切でない。第1に、不妊処置は動物を殺すわけではない。第2に、この「戦争」は双方向的ではなく一方向的である。したがって、「戦争」というよりも「攻撃」のほうが適切ではないか。

ひょっとしたら伊勢は鳥獣害の問題を、土地の所有権をめぐる人間と野生動物の戦争だと捉えているのかもしれない。もしそうだとすれば、伊勢はこの戦争を人間が仕掛けた不当な戦争と捉えているので、人間が土地を野生動物に返すべきだと言いたいのだろうか。

10、「将来的には不妊化によってニホンジカ・イノシシを殺さずにすむ頭数管理の方法を求めていくべきであるとしても、その実現には、抜本的な政策変更および多大な時間と費

用とを要するであろう。」(27頁)

同感である。そもそも不妊化は、非理想状態での理論である。問題の根本には少なくとも3つの要因がある。第1に、狼が絶滅した。第2に、ニホンジカやイノシシは繁殖力が旺盛である。第3に、人間が野生動物から土地を強奪した。たしかに、農業被害は防護柵などによって減らすことができる。それでも残る問題は、生態系の破壊である。それに対して非介入の方針を貫くこともできるかもしれない。しかし生態系への懸念から非介入を貫くことができないならば、人間が介入せざるを得ない。その中では、捕殺よりも不妊化のほうが介入の程度が低く、権利侵害の程度も小さい。たしかに費用はかかるけれども、それは権利尊重のための費用である。時間もかかる。けれども私は、今日明日のことというよりも、5年後、10年後、20年後のあるべき姿を考えている。

11、「農業という生業と動物の殺害はそもそも切り離せないのではないかという指摘もある。」(28頁)

動物の殺害をゼロにできないとしても、動物を殺してよいということにはならない。できるだけ殺さないようにすべきである。

12、「しかるに、本書の主張によれば、この地域の共同体を再建する上では、できれば漁業を再開するのではなく、別の種類の産業を起し、住民が生計を建てる手段を供給するのがベターだということになりそうである。」(29頁)

その通りである。

13、「しかし、地域全体として漁業とは別の産業によって共同体を支えていくことができるのだろうか。」(29頁)

それが困難なことは、私も分かる。しかしここでも私が考えているのは、今年来年のことというよりも、20年後、30年後のことである。30年をかければ、かなりの変容が可能だと思う。

14、「脱漁業と地域の復興が両立可能であることを示してもらいたい。」(29頁)

脱漁業と地域の復興とは別のことがらなので、両立可能とも両立不可能とも決まっているわけではない。脱漁業について言えば、漁業就業者数は1961年以来一貫して減り続けていて、2020年では約13万6千人である。それが2048年には約7万3千人になると予測されている。もちろん2048年に実際にどうなるかは、今後の政策によって変わってくる。こういうことは可変的なので、あまり固定的に考えないほうがよいのではないか。

15、「しかし、長年にわたって家族で漁業に従事してきている家庭の出身者にとって、漁業と他の生業は、どれも同じように、選ぶことも避けることも可能な選択肢として並んでいるわけではないであろう。そのようなバックグラウンドを持つ人にとっては、漁業に従事することは、家族と地域の共同体への所属という、個人のアイデンティティ保持のための重要な条件であり、やめられるならやめてもいいようなこととは言えないのではないか。」(30頁)

私はそうは考えない。親の職業が子供の職業選択を制約すべきではない。

16、「常磐炭鉱の場合、石炭産業が構造的不況となった1960年代以来、炭鉱会社自身によって温泉を利用した観光開発が行われ、炭鉱従業員と地域住民の雇用確保が図られたのは、それだけ、炭鉱と地域社会の関わりが深く、炭鉱が経済的に引き合わなくなったからといって、単純に撤退することができなかったからであろう。」(30頁)

この事例は、炭鉱産業への従事が個人のアイデンティティにとって大したことではないという事例になるのではないか。

17、「逆に言えば、人としての生業の正しいあり方の基準は、人がそれをアイデンティティの一部とし、リスペクトを要求し、それにプライドを持ちうることにある。」(31頁)

そうであるから、いくつかの職業は、正しい生業とはあまり思われていない。例えば、スリ、万引き、売春、ヤクザなどである。

18、「しかるに、動物を殺害する活動を含む生業に対する本書の立場から、その生業に対

するしかるべきリスペクトと両立するであろうか。」(31頁)

漁師よりも難しいのは屠殺人である。屠殺は、人々にリスペクトを要求できるか。あるいは、闘犬業者はどうだろうか。犬猫を殺処分する保健所の所員はどうだろうか。さらに言うと、軍人はどうだろうか。少し具体的に、「自分はイラクで150人を殺した英雄だ」と言うアメリカ人に会ったとしたら、私たちはどう思うだろうか。「それは残念なことだ」というのが、本書の立場である。

19、「私は、現実の生を肯定し、現実の生の中に喜びを見出していくことこそ、人として正しいあり方であると考え。」(31頁)

しかし、だからといって、例えば奴隷商人が、自分の現実の生を肯定し、自分の現実の生の中に喜びを見出していさえすれば、正しい人として生きていけるだろうか。ひょっとしたら、「現実の生を肯定し、現実の生の中に喜びを見出すことは、正しい生き方の必要条件であるかもしれない。けれども十分条件ではない。

### 第3節、本庄評への応答

1、「本書で鍵となっている基本的動物権というものは、道徳的権利か法的権利か、不明瞭さが残る箇所があったように思われる。」(33頁)

憲法以前の話をしているので、道徳的権利である。ただし、たんなる道徳的なだけの権利ではなくして、法的権利として尊重されることを要求する道徳的権利である。したがって、「法改正を含めた社会的変革を求める」(33頁)性質のものである。

2、「法的権利というと、手続き的な保障が必要になってくる。」(33頁)

その通りである。

3、「そうした権利について語るときに、すでにある法律から解釈するのか、もしくはまだない法律を作るべきという立法の話なのか、厳密に分けて話さなければ聞き手に混乱を与えることとなる。」(34頁)

聞き手を混乱させるのはよくない。そのために、それぞれの場面で解釈論なのか立法論なのかは、明示的に区別したほうがよかったかもしれない。とはいえ、動物権利論は、基

本的には立法論である——法的に実現していないものを実現させようとするのだから。それでも、解釈論で動物の権利のために少しでもできることがないわけではない。その意味で解釈論にも活躍の場がある。

4、「この点に関しては、スー・ドナルドソンとウィル・キムリッカが『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』において、動物が市民権を与えられ、政治的な共同体の一員として、立法過程や地方自治体の土地利用計画の決定などに媒介者を通して参加することが今後模索されるべきと主張しているが、これについて著者はどのように考えるのだろうか。」(34頁)

人間以外の動物は、民主主義社会の一員ではない。私見によれば、人間以外の動物は基本的動物権を尊重されるだけであって、私は、そうした動物が民主主義的な権利をもつとは考えなかった。たしかに、ドナルドソンとキムリッカが家畜動物にも市民権を与えようとするのは、興味深い。私は、動物権利論から動物解放論へと進んだので、理想世界には、基本的に家畜動物は存在しない。ただ、非理想世界に存在する家畜動物の基本的動物権をいかにして少しでも尊重するかを考えたのみである。それに対して、家畜動物の基本的動物権を保障するためにも家畜動物の利益を代弁する政治的制度が必要だというのは、鋭い指摘である。私は、動物の基本的動物権を代弁する政治的制度が必要だということには賛同する。しかし、それ以上に家畜動物の希望や利益を政治的に代弁させようとするドナルドソンとキムリッカの考えは非常に野心的であって、私にとって興味深い可能性というに留まる。

5、「権利が与えられる範囲についても不明確さが目立つ。……法律が曖昧であれば、国家権力を行使する機関の裁量が大きくなり、人権侵害の危険性が高まることになるため、法律の範囲を明確にする必要がある。」(34～35頁)

完全にその通りである。法律の適用範囲を明確にする必要がある。動物権利論としては、「動物の権利が与えられる動物の境界線は脊椎動物になるのか、無脊椎動物である昆虫などがそこに入ってくるのか等」(34頁)に曖昧さがあることを認める。人々の合意を調達するという点では、脊椎動物というのが1つの妥当な線ではないだろうか。快苦や情

を感じるのか、どのように感じるのかよく分からない、疑念の残る無脊椎動物については、権利の実定法化は難しく、道徳的権利に留まるのではないかとと思われる。

6、動物権利論と動物所有権制度の関係について、「両者は常に単純な二項対立として語れるものなのか、疑問に思う。」(35頁)

基本的に、動物権利論と動物所有権制度は対立する。したがって、まずは動物権利論と動物所有権制度を「単純な二項対立として語」るのが、分かりやすい。それが考察の出発点である。そこから始めて、より微妙な複雑な関係を考えることができる。

7、「具体的な法制度の中には、動物福祉から動物の権利に移行させる、もしくは移行させる可能性がある法制度が散見される。」(35頁)

私も、現状はそのような過渡期にあると見ている。

8、「動物福祉論は、動物所有権制度の枠内で動物に配慮した結果、発展してきた妥協的産物であるともいえる。こうした動物福祉論と動物権利論は連続的なものであり、両者を重なるものと捉えるのであれば、動物権利論と動物所有権制度の関係についても、必ずしも対立構造にあると捉える必要はないのではなかろうか。」(35～36頁)

私も、動物福祉論と動物権利論は連続的と捉えている。ただし、本庄が動物福祉論を「妥協的産物」と言えるのは、動物権利論と動物所有権制度の対立を前提している。

9、「著者は、野生動物問題と実験動物の文脈で、人為的な動物の死を想定していると考えられるが、そのような場面における殺処分方法について著者がどのように考えるのか、示されていない。……著者はここで殺処分方法についての議論は展開していないが、動物への配慮という観点からは、安楽殺に関する動物福祉の実践が著者の考える野生動物との関係を補うことは可能かつ必要であるように思われる。」(36～37頁)

同感である。動物権利論からしてみれば、3R原則や5つの自由は、基本的動物権を前提として、基本的動物権が侵害される場合の権利侵害の最小化を要求するものである。したがって、安楽殺の場合、動物権利論は、苦痛の軽減を要求する。

10、「動物実験について評価を行う際、著者は4種類の目的（医学的知識技術の進歩、生物の普遍的な知識の追求、製品の安全性を評価する毒性試験、教育）の違いに応じてそれぞれ異なる評価を下している（60～64頁）。動物実験一般についての議論は、賛成か反対か、水掛け論に陥りがちである。そのため、目的の違いによる評価には、一定の効果があると評者も考える。他方で、これには限界もある。というのも、動物を科学的な実験に用いる場合、実験結果は目的横断的に利用されることが一般的になされているからである。たとえばEUにおいて化粧品のための動物実験を禁止する規定が施行されたが、化粧品に使われる原料の多くは医薬品や洗剤などの他の商品にも使われている。」（37頁）

これも同感である。目的の違いに応じて動物実験を評価することには、本庄が指摘するような限界もある。

11、「動物実験の可否の判断は、倫理的な評価とともに、非常に専門性の高い技術的な評価を伴う。たとえばアメリカの動物実験委員会では、確かに牧師など科学者でない者も委員となっているが、それらはあくまでも少数者であり、委員の大半は専門知識を有する関係者である。著者は、委員の過半数を一般市民で構成することを提案したうえで、動物実験に関する専門家の必要性については論じていない。しかし、裁判員制度における裁判官のような存在、すなわち専門的な用語や技術について説明できる人は必要なのではないだろうか。」（38頁）

専門家は、審査員としてではなくて、専門的助言者ないし情報提供者という資格で審査員による審査を支援する必要がある。

12、「農務省の動植物衛生検査局は、指針において、代替法の検討要請を遵守していることを示す方法として、データベースサーチを紹介する。加えて、高度に特殊な研究分野などにおいては、協議会、学会、分野に特化したコンサルタントなどへの照会を通して代替法に関する最新情報にアクセスすることを推奨している。高度な専門性を有し、日々更新される科学技術に関する情報は、一般市民にとって容易く扱えるものではないだろう。」

（38頁）



こうした作業を一般市民の審査員が行う必要はない。こうした作業は、専門家に委託することができる。

13、「裁判員制度で扱われる刑事裁判の件数よりも、動物実験の件数の方が圧倒的に多いので、審査件数の多さから莫大な費用が生まれることが予想される。その費用をどこから賄うのかという問題は、容易に解決できないのではないか。」(38頁)

たしかに、正確なことは分からないけれども、動物実験の審査件数のほうが、裁判員制度で扱われる刑事裁判の件数よりも多い。しかし、だからといって莫大な費用が生まれるかどうかは分からない。なぜならば、動物実験はすでに審査されているからである。したがって、すでに費用がかかっている。現在、動物実験を審査している動物実験委員会の委員は、ほとんどが大学等研究機関の教授や准教授などである。研究機関の動物実験委員会を独立の動物実験審査会に変更して、その審査員を一般市民で構成したら、人件費は上がるだろうか。「その費用をどこから賄うのか」と言えば、動物実験の審査を動物実験審査会に依頼する大学等研究機関が、費用を負担するべきである。

14、「また、この制度を作るためには、現在の動物実験制度に対して国民的な改革の意識が高まる必要がある」(38～39頁)

その通りである。

15、「裁判員制度は、司法制度の信頼を高めるために導入された制度のひとつである。それと同列ないしそれ以上の費用をかけるほど、動物実験が重要なテーマだと国民的に認識されうるだろうか。」(39頁)

すぐ上の13で述べたように、費用はできるだけ、動物実験許可申請者(機関)に負担してもらい、税金(国民の負担)を投入しないほうがよい。

16、「基本的に動物実験に対して無関心な一部の一般市民より、はるかに実験動物のことを思いやり、配慮している関係者がいることも事実である。関係者といった時に、それは一枚岩ではないことも十分意識するべきであろう。」(39頁)

たしかに、その通りである。しかし、動物の愛護及び管理に関する法律の2020年改正に際して2019年3月に日本実験動物学会等の学協会が連名で出した要望書を見ると、「動物の愛護及び管理に関する法律の第41条は改正せず、現行の各種規制の下で」やっていきたいという内容で、業界団体の消極的な姿勢が窺われる<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> 「動物の愛護及び管理に関する法律の改正について」[http://www.chnmsj.jp/youbousyo\\_doubutuaigohoukaisei\\_H31.pdf](http://www.chnmsj.jp/youbousyo_doubutuaigohoukaisei_H31.pdf)



## 田上孝一『はじめての動物倫理学』の書評

吉田聡宗

### はじめに

田上孝一『はじめての動物倫理学』（集英社新書、2021年）（以下、本書）を評する。著者の田上は、動物倫理学に関する論考を積極的に発表してきた倫理学者である。動物倫理に注目が集まるなかで、専門家がコンパクトかつ平明な文体で書いた本書は動物倫理を学ぶうえで必須の書籍となるだろう。

科学技術の進展により動物を道具として使わなくとも文明生活を維持できるようになった現代において、「現在の人類による動物利用は、不正だが仕方のない必要悪ではなく、単なる悪に成り下がったので、「現行の動物利用のあり方を批判し、動物を使わない文明とライフスタイルを、これからの人類は構築すべきだ」という問題意識の下、本書は「倫理学の理論書」として執筆された（6頁）。本書は以下の6章から構成されている。

- 第1章 なぜ動物倫理なのか（11～40頁）
- 第2章 動物倫理学とは何か（41～104頁）
- 第3章 動物とどう付き合うべきか（105～175頁）
- 第4章 人間中心主義を問い質す（177～199頁）
- 第5章 環境倫理学の展開（201～223頁）
- 第6章 マルクスの動物と環境観（225～245頁）

構成からわかるように、動物倫理学という分野に関して倫理学の基礎知識、具体的な動物との向き合い方の構想、さらにはマルクスと動物倫理のかかわり、と多岐にわたる内容を本書は含んでいる。私は動物法を対象にしながら比較法学を専門に学んでいることから本書の書評を執筆することになったため、倫理学に関する本書を一步離れたとこ

ろから評することを先にお伝えしておきたい。第1節で要旨、第2節で本書の特徴、第3節で検討を述べる。要旨に関しては、第2節と第3節との関係でまとめるため、内容を詳しく知りたい方にはぜひとも本書を通読していただきたい。なお、要旨部分では田上の主張に関しては原則として主語を省く。また、本書から直接引用をする場合は () で頁数を示し、傍点は原文ママとする。

## 第1節、要旨

### 〈第1章 なぜ動物倫理なのか〉

本章は、本書のテーマとなる動物倫理、動物倫理学の目的や背景について述べる。これまで常識とされてきた「常に人間が主体であり、動物は客体だ」という前提を批判し、動物を主体として扱うことを動物倫理学の目的に定める(14頁)。動物が主体であって権利をもちうることを、『動物の権利』論の問題設定であり、動物倫理学の最も重要な理論的問題」と設定する(16頁)。そのうえで、動物倫理を「伝統的な人間観を刷新する新しい知的探求である点では常識を問い質す挑戦的な知的試み」であり、かつ、「多様性を認め合える社会を構築しようとする現代の新たな常識の延長上に、社会正義実現の一翼を担おうとする試み」だと説く(20~21頁)。

倫理学という学問を、事実と価値を区別し、「広い意味での物事の本質のうち、特にその価値的な側面を解明しようとする哲学的営為」であり、「価値の中でも倫理的または道徳的な価値」である「善を探求する学問」とする(23頁)。そして、倫理と法は近いけれども、「倫理的な規範の中で強制的に守るべき部分を抽出して厳密に体系化し、法律としての成文化と社会での実効化を志向するのが法」であり、「倫理は必ずしも法律による成文化と強制的な施行を必要としないような選択的な規範を幅広く含みつつも、その中で特に実践すべき規範を明確化し、その合理的な理由を説明しようとする試み」だと述べる(25頁)。

ついで、現在主流となっている倫理理論である功利主義、義務論、徳倫理を概観する。ベンサムやミルを始祖とする功利主義は、行為の基準に人間が最も望む物事の実現に役

立つという功利性を据える。カントの考えを基礎にする義務論は、「行為の結果ではなくて動機や意図こそが重視される」のであり、「行為の前に行為すべきあり方を指し示す原則があり、そうした原則が行為者に対して義務として課される」とする（33 頁）。カントによれば、「人間の本質は自由であり、自由であるとは自分の行ないが他者によって支配されず、自分自身によって制御できることであり、「他者の支配とは他人による直接的な支配のみならず、心の内面における意志の問題」である（33 頁）。功利主義と義務論がともに行為に着目するのとは異なり、徳倫理は、「倫理学の原点」である「行為それ自体よりも行為者のあり方、行為者の全人的な気質」を重視する（37 頁）。

## 〈第 2 章 動物倫理学とは何か〉

本章は、動物倫理学という学問分野について述べる。動物科学の飛躍的な発展が動物と人間の連続性を証明したことと、20 世紀以降の人口爆発に対応するために動物利用が「人類にとって持続可能性を脅かすものへと転化」したことで、現代の動物倫理学は、「伝統的思想との連続性以上に断絶の面が大き」くなっていると指摘する（42～43 頁）。動物科学の知見が不十分だった時代に生きたデカルトやカントらが作り上げた近代西洋哲学での動物観に対して、それらが「動物は人間とは根本的に異なるという人間特殊論」を前提としていたことを批判する（56 頁）。しかし、ダーウィンに始まる進化論に基づく動物関連科学の発達により、人間と動物の生物的な連続性がわかり、「伝統的な人間特殊観が科学的事実と反すること」が明らかになった（56 頁）。また、言語や社会的な関係など人間のみが持つと考えられてきたものを、動物も持つことが明らかになってきた。人間と動物が「全く一緒」ではないけれども、「根本的なレベルにおいては、人間と動物の違いはなく、「人間もまた人間という動物だ」ということは「揺るぎない事実」であると主張する（58～59 頁）。

哲学の歴史をみれば、理論と実践を一貫させたゴンペルツや、動物権利論を提唱したソルトのように、「人間と動物の本源的な親近性を訴えるオルタナティブな流れ」もあった（59 頁）。しかし、現代の動物倫理学の創始者となるのは功利主義者のシンガーで

ある。シンガーは、「苦しむことができるかどうかという論点を唯一の基準にして、倫理的行為の是非を判定」し、「動物を人間同様に苦しむことができる存在だと捉えた上で、通常人間に対してなされる配慮を動物の場合は行なわないのは種差別だとして、動物への人間同様の平等な配慮を説く学説」を展開した（80頁）。種差別という概念に依拠している点で、シンガーはゴンペルツやソルトとは一線を画する。しかし、功利主義に基づくシンガーの議論には、苦痛を与えずに動物を用いることができるようになれば無制限な動物利用が可能になる、という根本的な問題があった。

シンガーの抱えた問題点を克服し、動物倫理学の中心的な課題となる動物の権利を基礎づけたのが、レーガンである。レーガンは、カントの論理構造を用いて動物にも人格性を認めて、動物それ自体が手段ではなく目的となる理論を展開する。こうして、「目的として尊重されるべき権利的存在」として動物を扱うことを要求する（87頁）。レーガンは、「ただ自らの生を自ら自身の生として自覚できるような存在、自らに加えられた危害が他ならぬ自分自身に加えられているということが自認できるような存在」を、「生の主体」として、権利主体とした（88頁）。レーガンは、人間と動物のどちらかを犠牲にしなければならないような状況においては、無条件に人間を優先させる。これは種差別批判を基礎に据える動物倫理学にとっては難問である。だが、動物に権利を認める場合には、人間と動物の間の「深刻な利害対立」がもはや起きないと田上は想定する（91頁）。現代においては動物利用を停止したとしても、「人間の生死に直結したり、文明生活の存続を脅かしたりするような要素」がないからである（92頁）。「動物を権利の主体とみる本来の『動物権利』論にもまた、権利存在同士の深刻な利害対立を調停する原理が見いだし難いという理論的難問」があることは認めるが、「日常的な動物との接点の場面では、現実的な困難はほとんど生じない」と想定する（93頁）。カントの唱えた義務論を修正して動物を目的的存在と捉えて権利を認めるレーガンの理論を、田上は動物倫理学の基礎に据える。

ついで、徳倫理学における動物の扱いについて述べる。徳倫理学では、個別の事象ごとに、美德であるか悪徳であるかを判断する。徳倫理学の問題点として、「同一対象へ

の著しく異なった価値判断が導かれることがありうる点」を指摘する（100 頁）。例えば、徳倫理学内部には、狩猟を美德とみなす立場も、悪徳とみなす立場もある。だが、「道徳的行為者の精神的陶冶という面に適切に着目してきたという理論的メリットがある」として、「規範へのコミットメントをより一層やりがいのあるものにしてゆくという、有益な教育的効果」を徳倫理学に期待する（103～104 頁）。

### 〈第3章 動物とどう付き合うべきか〉

本章は、具体的に動物とどう付き合うかという実践の問題について述べる。不必要な苦痛を与えないようにしながらも動物を人間のための手段として用いるという立場（動物福祉的な考え）に対しては、「動物とかかわるための最低限の作法であり、まずはこうした動物福祉を実質的に前進させていくことは非常に重要」だと一定の評価は下しながらも、「根本的に不十分」だと批判する（107 頁）。動物倫理学は、人間が命を失いかねないという「やむをえない例外を除いて、動物の利用をなくすべきだという前提」を基に、「商業的な動物利用それ自体が間違っており、最終的な廃絶を目指してできる限り縮減されてゆくべきだと考える」からである（107 頁）。とはいえ、動物利用をいますぐに全廃するのは困難であるから、動物利用の廃絶という理念を掲げながら、現実的には「今ある動物利用のあり方をできる範囲で改善していくような問題提起と働きかけ」をすることも重要である（109 頁）。本書は、現代の日本の読者に向けて書かれている書籍であるために、現代の日本で実行可能なことがらを検討する。

動物利用の場面は数多くあるが、肉食を第 1 に検討する。というのも、人口が増加し、その需要に対応するために、食肉用に飼育される動物の数が膨大なものとなっているからである。現在主流となっている畜産の方式は、CAFO（concentrated animal feeding operation）と呼ばれる、「動物を一箇所の巨大な飼育場に集中させ、工場運営方式で管理」する方式である（113 頁）。この生産方式の問題として、動物に大きな苦痛を与えることを批判する。また、例えば牛の飼育過程では、メタンや二酸化炭素などの大量の温暖化ガスが発生することを指摘し、食肉のための動物飼育は環境問題の原因



となることも指摘する。さらに、動物を殺す際に効率が最優先されるために労働者の安全が軽視されていることなども批判する。そのため、個人の実践としては、動物性食品を摂取しないこと、もしくは摂取量を少しでも減らすことを提案する。この際に、現代の日本では動物性食品を一切摂取しないビーガンになることが難しいこと、個人によって実践の差があることを認める重要性を説く。これは、自らの考える理想社会の実現に向けて実行が非常に困難な条件を一般の人々に押し付けて失敗した、社会主義や共産主義に賛同した論者を反面教師としているからである。

第2に、動物実験を検討する。動物実験は世間一般的にも必要悪として認識されていると評する。「replacement (代替)、refinement (洗練)、reduction (削減)」を指す動物実験を行う前提となる3Rの考え方を、「動物実験は、可能な限り細胞実験やコンピュータのシミュレーションなどで代替し、行なう場合は動物の苦痛が少なくなるような方法にし、そしてなるべくその量を減らすべきだ」という考え方」と説明する(135頁)<sup>1</sup>。動物実験擁護者が3Rを真に推進して動物実験を将来的に消失させることを目指しているのか、ということに疑問を呈したうえで、緊急避難としてやむを得ない状況があるかもしれないが、動物実験を廃絶するべきだと主張する。そもそも、動物と人間は異なる生物種であることから、動物実験の有効性自体にも疑問を提起する。個人ができる実践としては、動物実験反対運動に参加したり、食品や化粧品を中心に可能な限り動物実験をしていない製品を使用したりすることをあげる。

第3に、野生動物について述べる。野生動物が「本質的に人間による飼育を認めない」点が家畜と異なるため、「干渉しない」ことが重要である(142～143頁)。そのため、動物園や水族館を廃止することも提唱する。狩猟については、かつては人間の生存のために必要だったけれども、現在では娯楽としてなされるために禁止すべきだとしている。もっとも、生命維持のためなど生活に必須であり、かつ、他に代替手段が

---

<sup>1</sup> なお、一般的に3Rという場合には優先順位から代替、削減、洗練の順番で説明することが多い。また、削減(Reduction)は、動物実験に用いる動物の数の削減を意味するのが通例である。

ないときは、「緊急避難的な状況」として狩猟を例外的に認容する（156頁）。ある社会で狩猟が伝統として重んじられている場合でも、「人間側の伝統は動物にとってはどうでもいい」ことであるので、代替手段の確保や他の食糧調達手段への転換を求める（157頁）。野生動物駆除については、「地域的な乱開発」のように野生動物が「害獣」となった経緯を考え、「改善可能なことはできる限りやるようにして、動物が人間の食料を奪わないような条件に戻す努力が必要」であり、それでも害獣が減らない場合は、電気柵を設置するなどして「原則として殺す駆除ではなくて、動物を近寄らせない駆除方法にするべき」だと述べる（158～159頁）。「動物の大量殺害を日常とせざるをえない土地と生業を選んだのは避けることが可能な選択の結果であり、倫理的に擁護はできない」ため（160頁）、動物を日常的に殺さなければ農業が成り立たない土地からは移動をすることを説く。

第4に、闘牛、サーカス、水族館のイルカショーや競馬など、エンターテインメントにおける動物使用を検討する。例えば、サーカスについては動物への苦痛や殺処分が伴うものであるため、サーカスの芸をもしやりたいのであれば「自らの意志でそうしたい人間のみがするべき」だと批判する（161頁）。

第5に、飼い主が「その動物の生が尽きるまで共に歩む」ペット＝コンパニオン動物について検討する（165頁）。コンパニオン動物の売買の禁止、飼育に当たっての審査をする免許制導入を提唱している。「コンパニオン動物は人間に愛される存在だが、その形式的な地位は奴隷と同じ」であるために、「解放の対象」となるかもしれない（167～168頁）。しかし、一般的に野生下での寿命は人間の飼養下よりも短い。そのため、「コンパニオン動物の『幸せな隷属』を認めてその生を永続化させるか、原則に従って隷属それ自体を認めず絶滅に任せるかの究極的な選択となる」として、「この選択は開かれた問いとして未来世代に委ね」る（170頁）。

第6に、「動物に対しても人間の恋人のように、肉体関係を伴う恋愛感情を抱く」動物性愛についても検討する（171頁）。動物倫理学の観点からは、「虐待のない動物性愛は悪ではないが、逆にこれを広く一般化すべき善だともいえない」と評し、「肉体的で

はなく精神的に家族の一員としてつながり」、その動物が死ぬまでともに生活することを説く（174～175頁）。

#### 〈第4章 人間中心主義を問い質す〉

本章は、伝統的な世界観である人間中心主義に再考を迫る。「人間こそが世界の中心であり、この世界は人間を中心にできているのだ」という「人間中心主義」は、「神という威光を背景に、しかし実際には自分たちの勝手な都合で、世界にある万物を腑分け」する欧米人のキリスト教理解を背景に持ち、日常的な言葉使いにも影響を及ぼしている（179～181頁）。そこで、人間が神の似姿であり、それ以外の被造物は人間の手段となるという聖書の創世記の記述を基礎に持つキリスト教的人間中心主義の考えを批判する。「本当に聖書はこんな露骨で単純な話をしているのか」と疑問を提起し、肉食を否定し、菜食を推奨するような聖書の記述に注目する（185頁）。キリスト教の歴史をたどれば環境に配慮するような考えも見られたが、主流派になることはなかった。マルクスとエンゲルスのイデオロギー批判の論法を用いて、環境を破壊するような生活様式に「親和的なキリスト教解釈が採用された」と推測する（193頁）。

環境破壊的な生活様式を支える人間中心主義を批判するために、人間中心主義と人間主義の峻別を説く。人間主義とは、「人間にとって人間こそが目的であるとか、人間は人間的であるべきだという考えで、人間性を一般的に重視し、この価値を高めていこうという思想」を指す（195頁）。文明を発達させた人間は比類なき技術力を持ちこの地球上では中心にあるけれども、「自分は決してこの地上世界の中心ではないのだという価値判断を行ない、謙虚な態度で中心的アクターとしての役割を果たすべき」であり、「動物への配慮もまた、こうした規範の主要内容の一つ」だと主張する（199頁）。

#### 〈第5章 環境倫理学の展開〉

本章では、動物倫理学に対して寄せられる環境倫理学からの問題提起を検討する。動物倫理学と環境倫理学は、人間中心主義を克服するという考えは共通するものの、着目

するのが個体 (individuals) か全体かという点が異なる。環境倫理学のパイオニアの一人であるキャリコットは、個体の権利の保護を説く動物権利論と対比させながら、全体論としての環境倫理学の理論を提唱した。全体論が人間中心主義を「相対化し」、「環境世界に内在する要素としての人間を打ちだした」点を田上は肯定的に評価する (208 頁)。その一方で、樹木に原告適格を認めようとしてストーンが提唱した、「動物のみならず自然それ自体が権利を持っているという」自然の権利の考えを検討しながら、全体論の短所をあげる (209 頁)。自然の権利で議論されるのは、道徳的な権利ではなく法的な権利である。「権利はそれを尊重されることによって尊重された存在が確かに受益されることを実感できるような場合にのみ帰属する性質」であり、「本来の意味での権利は道徳的な権利であって、権利それ自体としての権利である」(210 頁)。自然保護から利益を得るのは、無機物ではなく、そのなかで生きる「感覚的存在」である動物であるために「キャリコットが道徳的価値を個体に内在するという伝統的思考それ自体を批判したのは勇み足だった」と指摘する (210～212 頁)。

全体論を批判するのであれば対案を出さなければならないとして、全体論的な考えからは支持される、野生動物の殺害を伴う個体調整を検討する。動物権利論は原則的には動物を殺すことを批判する。そもそも、野生動物を間引きしなければならないのは人間による介入によって生態系のバランスが崩れたことが原因となることが多いため、まずは原状復帰をするべきである。だが、動物の個体の権利を尊重することを理由に殺害を避けると動物が大量死することが予見できるような場合、義務論に基づいても動物の権利を侵害せざるを得ないことも考えられる。このような場合には、「義務論の原則を幾分柔軟化して、帰結主義的な思考を加味する必要」がある (214 頁)。

ついで、「経済発展を放棄し、自然への介入を極力減らし、人口の大幅な減少を求め」、「文明そのものの否定か、これまでの文明と全く異なる新たな文明を求める」ディープ・エコロジーについても検討する (216 頁)。暴力的な運動には反対するが、「大胆な環境問題への献身を要請」するディープ・エコロジーには学ぶこともあるという (218 頁)。だが、人口の大規模な減少や「文明以前への自然回帰」を求めるディープ・エコロジー

は、「現実の人間社会の実情から乖離した空論」だと批判する（223頁）。

### 〈第6章 マルクスの動物と環境観〉

本章は、マルクス理論における動物と環境のあり方を現代的に再構成することを試みる。というのも、動物の権利を守る制度的な基盤が動物売買の禁止にあるからである。人間を商品として扱うことになる資本主義を批判したマルクス理論を再構成して、田上は動物までも射程に入れる。そもそも、マルクスは唯物論的な自然観を持ち、「人間は自然という大きな身体の中に組み込まれた小さな自然であり、その意味では自然は人間にとって母体に等しい根源的な存在」だと考えていた（228～229頁）。このようなマルクスの考えからは、「人間は絶えず自然に働きかけてこれを加工し続けることなしには、自らの生を持続させることのできない存在」であり、人間が「自然破壊者としての」本性を持つということが導かれる（230～231頁）。田上は、このような人間の理解が「ディープ・エコロジー及び文明否定を志向する全体論的な環境思想に欠けていた」と指摘する（231頁）。

マルクスは、その労働過程論において、「あえて時代背景を無視した抽象をモデル化」し、生産活動とは「(人間的)自然が(外的)自然に働きかけてこれを我が物とする」ことだと考えた（231～232頁）。このような生産は、利潤追求を第一とする資本主義の下では環境を破壊するようになった。そのために、資本主義とは異なる生産方式を採用しなければならないけれども、資本主義を打倒することが困難であることも認識しなければならない。そこで、個人的な実践と並行して社会変革を主張する重要性を説く。資本主義の次にくる社会では、「人間社会の基本原理が根本的に変化」し、「ヒエラルキ一的な垂直的人間関係が、アソシエーティヴな水平的人間関係に転化」することがマルクス理論から導出できる（239～240頁）。マルクスは明言していないものの、こうした社会では、「生産力はもはや諸個人にとって自立したものではなくなり、アソシエートした諸個人によって完全にコントロールされ」、「生産力を定常的なままに保ち、持続可能な産業のあり方を実現でき」るはずである（241頁）。もちろん、時代的な制約もあ

り、マルクスは人間中心主義的な見解を持っていた。そこで、「根強くはびこる人間の特殊視」からマルクスの思考を「救いだして、動物解放のための有力な理論的武器へと転じることが求められている」と述べて、田上は本章を締めくくる（245頁）。

## 第2節、本書の特徴

本書は動物倫理について考える際の第一歩となる重要な書籍である。本書の長所は、①規範倫理学の重要な立場（功利主義、義務論、徳倫理学）を整理したうえで、動物倫理学の中心テーマを動物に権利を認めることと設定し、動物に関する問題について著者の意見を述べていること、②コンパクトかつわかりやすい語り口で幅広く論点をカバーしていること、である。田上は、読者の思考の枠組みを広げ、価値観を揺さぶることを試みる。これについて、図1にまとめた。

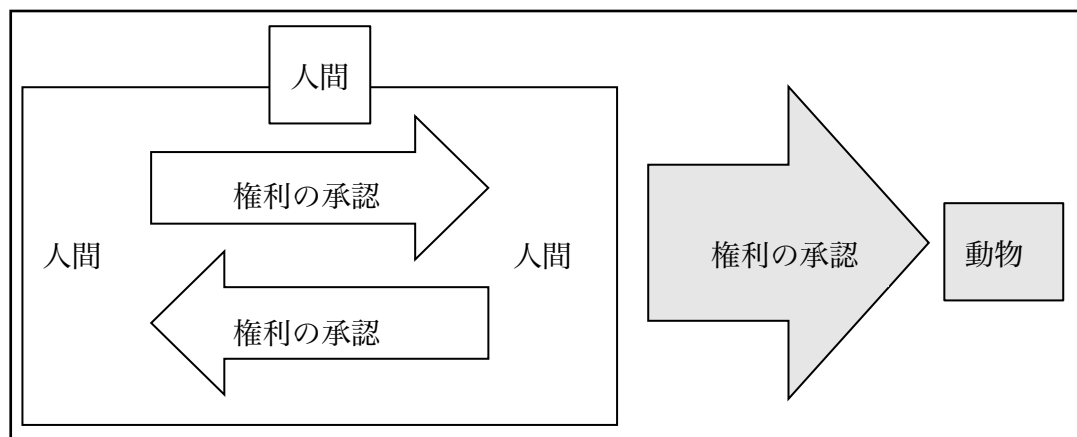


図1 本書の試み

これまでは人間の権利にのみ議論が集中していたが（左側の白色のボックス）、田上は動物にも権利を認めてそれらが侵害されないようにする、ということで議論の射程を拡大することを試みる（右側の灰色の矢印とボックス）。

田上が説くような動物に権利を認めることを目指す動物倫理よりも広い、動物に関する倫理という意味の動物倫理に関する書籍が近年相次いで出版されている。そのなかで

の本書の位置づけについても、確認しておこう。2000年代から2010年代初めの動物を扱う倫理学の代表的な文献は、伊勢田『動物からの倫理学入門』や一ノ瀬『死の所有』であった。直近の2, 3年に出版された倫理学の一般的な教科書では、動物倫理に一定の紙幅を割くことも増えてきた。例えば、出版年順にあげると、児玉『実践・倫理学』（149～171頁）や、稲葉『社会倫理学講義』（198～208頁）がある。法哲学者の森村は、倫理学の領域において初学者にも薦められるような「信頼がおける教科書」となる「良書」として、伊勢田と稲葉の著作を高く評価する（『自由と正義と幸福と』、v頁）。動物倫理を主題とする翻訳書も増えていて、例えば、ローリン『動物倫理の新しい基礎』、レステル『肉食の哲学』がある。2021年に入ってから、動物倫理について積極的に論考を発表していた2人の研究者によって、相次いで重要な書籍が発表された。それらが、本書と浅野『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』である。森村は、浅野、田上、稲葉の著作を「動物の権利を主題として、あるいはその一部として取り扱うすぐれた本」として紹介する（『自由と正義と幸福と』、236～238頁）。

浅野と田上はともに読者の説得を試みるが、叙述のスタイルは異なる。浅野は、「私は、自分が真実だと思う考えを書きます。他の考えは、私が否定する考えとして、あるいは私の考えとは違う考えとして必要な限りにおいて紹介します」と述べる（『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、iii頁）。一方で、田上は、動物倫理学の展開を振り返り、先行研究の検討を通して自らの立ち位置を明確にしながら、読者の説得を試みる。

### 第3節、検討

新書という限られた紙幅の中で多数の重要な指摘を平明な文体でしている本書だが、気になる点がないわけではない。田上が「読者がたとえ私の主張に同意してくれなくても、単なる感情的な反発に留まることなく、理論的な批判でもって応えてくれることを願ってやまない」と述べていることから疑問を提起することも許されよう（7頁）。なお、倫理学一般、キリスト教、マルクスなどのテーマ<sup>2</sup>に関しては私に検討する力がない

---

<sup>2</sup> これらのテーマに関する指摘として、倫理学者の伊勢田がブログに掲載した読書ノートを参

ために検討対象から外し、私が専門としている法学の観点から、特に気になった点について検討するにとどめることをご容赦いただきたい。

### 〈ニュージーランド法の理解〉

大型類人猿に法的権利を認めたとされるニュージーランドの法律に関する記述の内容への疑問がある。田上は、「世界では大型類人猿に人間と同様の絶対的権利を与えようという動きは大きく広がっていて、実際一部では法制化がプログラムされている」と述べる（153頁）。その具体例として、田上は注記で以下のように補足する（252～253頁）。

大型類人猿への権利付与の実際としては、1999年のニュージーランドによるものが有名である。これは大型類人猿が当の類人猿の福利向上に資さない限りは実験などによって利用されない権利があると定めたものである。ただしこれはあくまで人間の温情による制限された権利付与であって、人権同様の固有の価値としての権利を認めたものではない。そのような本来の動物権利の法制化は、まだなされていない。しかしそのような動きがあることは、世界各地から報告されている。

田上が指しているニュージーランドの法律は1999年動物福祉法（Animal Welfare Act 1999）であり、具体的には動物実験に関して定める第80条と第85条について述べていると推測される。田上はいくつかの譲歩をしているものの、これから述べるように法学的に厳密な評価をすると、同法は動物への権利付与をした法制度の具体例にはならないのではないと思われる。

まず、条文上は「動物に権利を認める」というような文言は用いられていない。そして、条文の文言を細かく見ると、第80条1項c号は、「人間以外のヒト科の動物」（non-human hominid）を用いる実験が認められる条件として、(i)実験に用いられる人間以

---

照されたい（『はじめての動物倫理学』読書ノート）。



外のヒト科の動物（以下、当該動物）の「最善の利益」(the best interest) に資すること、または、(ii)当該動物の属する種にとって利益 (the interest) があり、その便益 (the benefit) を当該動物の被るであろう害が上回らないこと、と定める。また、第 85 条は、第 80 条 1 項 c 号と同様の規定を含む、人間以外のヒト科の動物を実験に用いる際の特別の申請手続を定める。条文上は第 80 条 1 項 c 号(ii)と第 85 条の要件を充たせば、同法が定める他の様々な要件に該当する必要があるものの、人間以外のヒト科の動物を用いる実験が可能となる。

確かに、1999 年の法改正の過程において、動物権利論を唱える団体が動物に権利を認めるように意見を表明し、その意見に関して議論がなされたことは以下で検討する資料でも記されているが、動物に権利を認めようとする意見は法改正で退けられた。法案審議に用いられた資料にも、本法案は動物福祉のアプローチをとるものであって大型類人猿に権利を認めた法案ではないこと、法案審議がなされていたときにはニュージーランド国内には動物実験に用いられている大型類人猿が 1 頭もいなかったことが明記されている (Primary Production Committee, *Report on the Animal Welfare Bill (No.2)*, 17 May 1999, pp. xx-xxi) <sup>3</sup>。そして、国会の議事録を確認しても、この法律は動物福祉について定めたのであり、動物に権利を認めたわけではないことを、議員や大臣が明言している ((16 June 1999) 578 NZPD pp. 17431-17451; (5 October 1999) 580 NZPD pp. 19743-19747)。また、私が見た限りではあるものの、本書評執筆時点でのニュージーランド政府の資料でも同法が大型類人猿に権利を付与したという説明はされていない<sup>4</sup>。

法律家の見解も確認したい。ニュージーランドで法曹 (ソリシター) の資格を持つブロスナハンは、2000 年に発表した論文にて、1999 年動物福祉法の目的は動物福祉の

---

<sup>3</sup> 本資料はインターネット上では公開されていないため、ニュージーランド議会の担当窓口から資料請求をした (New Zealand Parliament, “Contact Us”)。

<sup>4</sup> ニュージーランド政府のホームページ (Ministry for Primary Industries, “Animal Welfare Legislation”) や政府が公開している動物福祉に関する文書 (Ministry for Primary Industries, *Animal Welfare Matters: New Zealand Animal Welfare Strategy*) を参照した。

確保と動物の虐待防止であって、「国際的に動物の権利を推進する営みにおいては本法を過度に賛美しないように慎重になるべき」(should be careful not to over-glorify the Act in an effort to further rights for animals internationally) だと説く (“New Zealand’s Animal Welfare Act”, p. 186)。アメリカの動物法学者は世界の動物法を概観した書籍において、同法は動物に権利を認めていない、という評価を下している (Wagman and Liebman, *A Worldview of Animal Law*, pp. 20-22, 189-190)。

### 〈権利侵害への対応〉

本書は人間が動物に権利を認め尊重することを説いたが、動物同士の「権利侵害」や動物による人間の「権利侵害」について十分には触れていない。田上は、「動物にも権利があると認めることは、動物をもっぱら手段としてのみ見なして人間の都合のよいように扱ってはならないということである。このことが深刻な利害対立を人間と動物の間に引き起こすことは、もはやない」とする (91 頁)。しかし、権利主体であり人格が認められた人間同士の間でも、「深刻な利害対立」は存在する。これは、日々何かしらの裁判が提起されていることから、明らかであろう。法学は、人間同士の「深刻な利害対立」に由来する問題の解決を考える学問である。田上の言葉に従うと、権利には道徳的権利と法的権利があるけれども、例えば人間や動物が殺されたとすると、その人や動物の権利が侵害された、ということについては道徳的権利、法的権利のどちらであっても変わらないだろう。動物から人間、そして、動物同士の権利侵害についてまとめたのが、次頁の図 2 である。

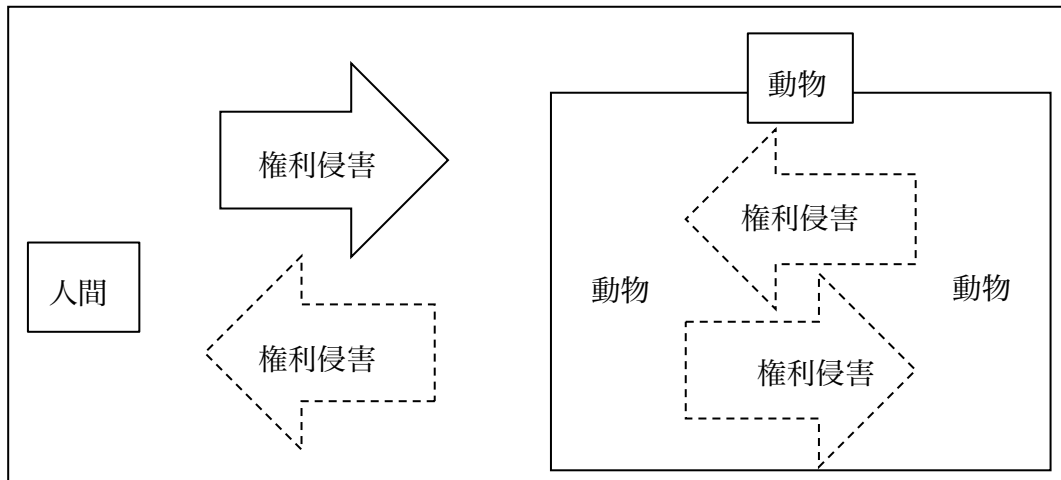


図 2 権利侵害の整理

田上は人間による動物の権利侵害（実線で囲った矢印）を検討するが、動物同士の権利侵害と動物による人間の権利侵害（破線で囲った矢印）に紙幅を割かない。「動物が一方的に人間に働きかけられる単なる客体に過ぎないのではなくて、自らの意志で行為できる主体でもあるという見方」から、「人間中心主義的偏見」の「打破」を田上は唱える（202 頁）。そうであれば、新書である本書に多くを求めるのは酷ではあるけれども、動物同士の権利侵害、動物による人間の権利侵害に関する田上の見解が知りたい<sup>5</sup>。

第 1 に、動物に権利が認められるとすれば、ある動物が他の動物の権利を侵害することを、どのように考えればよいのだろうか。人間以上に、動物は他の動物を「生きた道具」として認識している可能性はないのだろうか。肉食動物が草食動物を殺して食べることは、生命維持のために仕方がないことであったとしても、草食動物の権利が道徳的にも、法的にも侵害されていることに変わりはないのではないか。権利を侵害した動物の責任を問うことと、権利を侵害された動物の権利保障を区別して議論をする必要があるが、どちらも難問となるであろう。なお、捕食以外の目的で動物が他の動物を殺したり傷つけたりすることが、フィールドワークによって確認されている（島田「人間の狩

<sup>5</sup> 本節をまとめるにあたり、裁判官のポズナーが動物権利論者のワイズに寄せた批判を参考にした（「動物の権利」、特に 76～77 頁）。

猫とチンパンジーの『狩猟』)。このような事例は、田上の説く動物倫理学では、どのように位置づけられるのであろうか。

第2に、動物に権利を認めた後に人間と動物の間で「深刻な利害対立」が発生しないという田上の想定には疑問が残る。例えば、人間の生活領域に、ハトやネズミなどの野生動物が入ってくることを防止することは困難であろう。この問題はドナルドソンとキムリックが「家畜動物ではないが、人間との生活に適応してきた多様な種」を、「野生動物ではなく家畜動物でもない、中間的な地位」である「境界動物 (liminal animal)」と設定して詳細に検討した問題である（『人と動物の政治共同体』、296～355頁）。

第3に、動物による人間の権利侵害はあまり議論されないことにも、疑問を覚える。「人類総体の動物への関係」を問うのであれば（247頁）、動物が人間の権利を侵害することも検討すべきだろう。たとえ動物に責任を負わせなかったとしても、動物が侵害した人間の道徳的・法的権利をいかに保障・救済するのか、についての構想を知りたい。本書がとりあげる、自然の当事者適格 (standing) を説いたストーンも、自然が権利を持つようになるのであれば責任を負うことにもなるとして、自然災害の際には自然のために設立される信託基金から被害者に対して損害賠償金を拠出することを検討している（「樹木の当事者適格」74～75頁）。動物にも人格を認め人間と同じ地位に引き上げるのであれば、動物が人間の権利を侵害した場合の対策も議論する必要がある。

雑駁なものとなり恐縮であるが、特に気になった点を述べた。このような疑問を述べるのが田上の狙いに沿うものであれば、幸いである。本書を読むことは、田上の指摘に向き合うと同時に、自らの思考の枠組みそれ自体を再考することに他ならない。論争的な内容を持つ本書が平明な日本語で書かれた意義は大きい。

## 参考文献

### 日本語文献

浅野幸治、『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、ナカニシヤ出版、2021年。

伊勢田哲治、『動物からの倫理学入門』、名古屋大学出版会、2008年。

——、『『はじめての動物倫理学』読書ノート』（<http://blog.livedoor.jp/iseda503/ar>

- [chives/1925300.html](https://chives/1925300.html)) (2021年9月6日公開) (2021年9月15日最終閲覧)
- 一ノ瀬正樹、『死の所有——死刑・殺人・動物利用に向きあう哲学』〔増補新装版〕、東京大学出版会、2019年(初版、2011年)。
- 稲葉振一郎、『社会倫理学講義』、有斐閣、2021年。
- 児玉聡、『実践・倫理学——現代の問題を考えるために』、勁草書房、2020年。
- 島田将喜、「人間の狩猟とチンパンジーの『狩猟』——食う者と食われる者の間のインタラクション」、木村大治編『動物と出会う I: 出会いの相互行為』、ナカニシヤ出版、2015年、57～77頁。
- ストーン、クリストファー(岡嶋修/山田敏雄訳、畠山武道解説)、「樹木の当事者適格——自然物の法的権利について」、『現代思想』1990年10-11月号、58～98頁。
- ドナルドソン、スー/ウィル・キムリッカ(青木人志/成廣孝監訳)、『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』、尚学社、2016年。
- ポズナー、リチャードA.(山本龍彦訳)、「動物の権利——法的、哲学的、そしてプラグマティックな観点」キャス・R・サンスティン/マーサ・C・ヌスバウム編著(安部啓介/山本龍彦/大林啓吾監訳)『動物の権利』、尚学社、2013年、67～103頁。
- 森村進、『自由と正義と幸福と』、信山社、2021年。
- レステル、ドミニク(大辻都訳)、『肉食の哲学』、左右社、2020年。
- ローリン、バーナード(高橋優子訳)、『動物倫理の新しい基礎』、白揚社、2019年。
- ※日本語訳がある外国語文献は、日本語訳のみを掲載する。

## 英語文献

- Brosnahan, Paula. "New Zealand's Animal Welfare Act: What is its Value Regarding Non-Human Hominids?" *Animal Law* 6 (2000), pp. 185-92.
- Wagman, Bruce A., and Matthew Liebman. *A Worldview of Animal Law*. Carolina Academic Press, 2011.

## ニュージーランド国会議事録

- (16 June 1999) 578 NZPD 17431-17451.
- (5 October 1999) 580 NZPD 19743-19747.

## ニュージーランド政府文書

- Primary Production Committee. *Report on the Animal Welfare Bill (No.2), 17 May*

1999. 1999.

Ministry for Primary Industries. *Animal Welfare Matters: New Zealand Animal Welfare Strategy*. 2013.

ニュージーランド政府ウェブサイト (2021年9月15日最終閲覧)

Ministry for Primary Industries. “Animal Welfare Legislation.” (<https://www.mpi.govt.nz/legal/legislation-standards-and-reviews/animal-welfare-legislation/>)

New Zealand Parliament. “Contact Us.” (<https://www.parliament.nz/en/footer/contact-us/>)



#### 執筆者紹介

伊勢田哲治 京都大学大学院文学研究科准教授  
伊勢俊彦 立命館大学大学院文学研究科教授  
本庄萌 長崎大学水産・環境科学総合研究科准教授  
吉田聡宗 一橋大学大学院  
浅野幸治 本学特任准教授

---

---

豊田工業大学ディスカッション・ペーパー 第23号

発行日 2021年11月26日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: [asano@toyota-ti.ac.jp](mailto:asano@toyota-ti.ac.jp)

---

---



Discussion Paper No. 23  
Toyota Technological Institute

Feature Issue  
*A Vegetarian Philosopher's Introduction  
to Animal Ethics*

Edited by K. Asano